



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向：プルニヤ県の富農層についての覚書
Author(s)	高畠， 稔
Citation	北海道大學文學部紀要， 15(2)， 67-122
Issue Date	1967-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33319
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_PR67-122.pdf



植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

——プルニヤ県の富農層についての覚書——

高 畠

稔

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

——プルニヤ県の富農層についての覚書——

高 島 稔

一 ま え が き

一 私(1)は前に十九世紀の一〇年代のある調査記録にもとづいて、ビハール州の農村人口の階層構成について検討したが、その段階では、一義的にライヤットとして扱えられる農民層が、土地保有農民と非土地保有農民とに分けられ、前者はさらに地主化しつつある不耕作農民から自営農民までの多様な構成を示す、という指摘にとどまり、地主的土地保有農民の他の農民諸階層に対する支配の形態、および土地保有農民層つまり地代納入者層に対するザミンダールの支配については、ふれる所がなかった。この残された二点のうち、前者については昨年発表した別稿(2)において若干の示唆を試み、後者については数年前に基本的な骨格のみを示したのであるが、ザミンダールの農村支配、具体的には地代収取が、土地保有農民層に対して如何なる影響を与え、それが土地保有農民層自体をいかに変化せしめるか、ことに地主的階層の他階層に対する支配に如何に作用するか、という上の二つを結節した観点からの事態の説明には及んでいない。このような側面から永代定租制に先行する時期のインド農村社会への接近をはかることが、この

小論の第一の目標である。

二 また前記の別稿中で、私は地代の転態について論じたのであるが、そこでは貨幣地代成立の条件としての農産物の商品化について説明を加えていないし、その前に発表した史料紹介⁽⁴⁾の中で指摘した商品作物の栽培の問題を、対象史料の年代差のせいもあって、地代の問題と媒介しなかった。この二点をあていどまで関連させて扱かうことが、第二の目標になる。

三 さらに、地代を扱った小稿の中では、当時つまり一八一〇年代はじめての地代額決定の様式だけがとりあげられており、それがいかにして形成されたかについては、ふれる所がなかった。地代については私は初期の著述の中で、いわゆる本源的地代 (*asal jami*)⁽⁵⁾ と付加的地代 (*abwab jami*)⁽⁶⁾ との区別に言及しつつ、後者の拡大が前者の消滅を導いた旨を指摘したが、十八世紀後期から十九世紀初期にかけての地代制度変容の過程は、空白のままにしておいた。この空白の一部を埋めるために、*asal jami* 消滅の経過をやや立ち入って調べるのが、第三の目標となる。

四 本稿ではプルニヤ県を以上の諸観点からの研究のための地域として選んだ。その理由は、この地方についての史料を偶々入手したためでもあるが、積極的には、一に記した地主的土地保有農民のより下層の農民に対する支配が、この地域においてもっとも強く現われていることと、地代の貨幣納への転態がこの地方では一八一〇年代までにはほぼ達成されていたことにある⁽⁷⁾。また、本稿では地主的土地保有農民の分析を中心として、設定した課題への解答を試みたため、叙述は上記の目標の順を追うものとはなっていない。これは、上層土地保有農民層の中に植民地支配成立期までのこの地方の農村社会における生産力発展の担体をみよう、という私なりの一つの仮説に則して問題を提示しようとしたからである。

五 本稿で用いる史料は、主としてベンガル税務局議事録 (Bengal Board of Revenue Proceedings) 所収の書簡類である。この議事録の原本には頁数の記入がないので、引用・参照については議事録の年月日のみを本文中に記すことにする。

註

- (1) 「十九世紀初期のビハール州における Raiyat の階層構成 — F・ブキャナン報告の研究 一—」〔北大文学部紀要〕一三 — 以下、〈拙稿四〉と略す。
- (2) 「十九世紀初期のビハール州における地代と農民の土地保有とについて — F・ブキャナン報告の研究 二—」〔北大文学部紀要〕一四 — 以下、〈拙稿五〉と略す。
- (3) 「永代定額地租査定以前のザミーンダールについて」〔東洋学報〕四二 — 二・三。以下、〈拙稿二〉と略す。
- (4) 「ベンガル棉・タバコ栽培史料 (一七八九年) 覚書」〔東洋学報〕四七 — 二。これを〈拙稿三〉とする。
- (5) 「十八世紀後期におけるベンガル地方の農民層 (Raiyat) について」〔史学雑誌〕六八 — 一〇。以下、〈拙稿一〉と略す。
- (6) 拙稿五、一六七頁。
- (7) この地方のベンガル全体の中の位置づけについて、なお R. Guha, A Rule of Property for Bengal, Paris-The Hague, 1963, p. 52 ff. を参照。

二 富農層の存在形態

六 ライヤットと総称される農民階級の上層部に、部分的にあるいは全面的に、自己の保有地の耕作を他者に依存する者のあったことが、十九世紀初期の史料から明らかであるが、私はこのような農民をここでは「富農」とよび、富農の保有地を転借している農民を「雇農」とよぶことにする。ザミーンダールを土地所有者とすれば、私のいう「富農」は富裕なる借地人であり「雇農」はその下級借地人に当たることになる。このようなみでの富農は十九世紀に

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

至ってはじめて形成されたものではなく、十八世紀後期には既に確固とした地位をもっていた。所でこれら富農層の農業経営の内容は、現在の段階では少くとも、史料に即して具体的かつ詳細に明らかにすることはできないが、這般の事情の一斑を窺わせる文書が、一七八八年六月十三日および同年八月二十六日のベンガル税務局議事録 (Bengal Board of Revenue Proceedings Range 70, vols. 42, 45.) にみいだされる。これらは有名なブルニヤ県の農民暴動⁽²⁾に関連したものであつて、前者は収税官側の請負人デビ・シングとインディゴ・プランターのウィリアム・ダグラスとの暴行収奪に抗議し、併せて政府による救済を求めた三十三名のライーヤット (raiyyat) とタールクダール (talukdār, talukdār) との連署のある訴状⁽³⁾からなり、後者はこれに対する収税官サミュエル・ヒートレーの七月一日付税務局あて書簡による反論とダグラス自身による反論とからなる。この訴状の署名者たちはいずれも農村社会の指導層もしくは支配層であつて、かれらの既得権益の侵害に対する抗議の中から、われわれは富農層の存在形態について若干の証言をひきだしうるのである。(なお訴状は英訳文のみである。)

七 この訴状の中で署名者たちは、ジョン・バガンなる人物に収税官がおよそ二十万ピーガールの土地を与えたこと⁽⁴⁾にふれ、バガンがその土地の耕作をすすめるために、低い賃租を条件とする地券⁽⁵⁾を「われわれのアーディアダール (ādhiadār) たちとシクダール (sikdār) たち」に与えた結果、「われわれには政府の租税⁽⁶⁾を支払う義務があるにもかかわらず、われわれの土地は耕作を阻まれている」と、述べている。

これに対してバガンは、六月二十九日付の収税官あての書簡をもつて、(一) 地代を支払う農民 (malguzarree ryot, malguzārī ra'iyat) を一名たりとも自分の土地に居住せしめたことはない、(二) スリープルとスルターンプルとは自分の土地はまったくなく、スルジャプルにもつ土地も四千ピーガーをこえない、(三) アーディアダールは少くとも

この地方には存在しない、と反論して訴状の事実無根なることを主張している。

署名者たちは別に、収税官署のインド人吏員たちが数千ビーガーの土地をムアーフィー (mu'afi)⁽⁵⁾、イステムラーリー (istimurati)⁽⁷⁾ として横領し、「われわれのアーディアダルたち」にこれを耕作させたことを指摘している。しかし収税官は吏員たちに答弁書を提出せしめこれを証拠として、この事実を否定している。さらに署名者たちは、「われわれの土地を耕作するために備われている、われわれの従属者 (subordinates) であるアーディアダルたち」がザミーンダールに身柄を拘束され (forcibly seized) 'Thukesh Nundy (sic)⁽⁸⁾ のとりたてをうけたと述べ、同一の土地について地代の二重取りをしたものとして非難しているが、この点については収税官は沈黙している。

八 以上について、署名者側の指摘と収税官側の答弁のいずれが正確であるかは、大きな問題ではない。ただ、当時の一般的状況から推せば、反論が収税官の要請や圧力によって書かれたであろうことは想像に難くないし、土地保有の名義人と実質的な保有者とが別人であることも珍らしくなかったのであるから、バガンや収税吏の陳述の信憑性はむしろ低いといえる。上掲の反論⁽⁷⁾ はいうまでもなく的外れであり、訴状の指摘を否定したことにはならない。

しかしここで仮にバガンの陳述が悉く真実であるとしても、なおかれが四千ビーガー近い土地を何らかの名目で取得し、その土地を名称はともあれ在地の住民によって耕作していたことは否定できないのであり、それによって訴状署名者たちの農業経営が労働力不足のために阻止された事実に変りはないわけである。(バガンその人については調べられなかったが、プランターであったことはほぼ察せられる。バガンの土地保有が既耕地の破壊や地代濫奪のゆえにでなく、労働力の吸引のゆえに非難されていることからみて、かれに与えられた土地は荒蕪地であったと思われる。) ここで重要な事実、雇農労働力が富農層の農業経営の基礎であり、その存続の条件であった、ということである。

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

九 富農層がアーディアダルなどを自己の従属者として扱っていることは、訴状から明らかであるが、次に両者の関係を一七九〇年四月二十六日および五月六日付のヘンリー・コールブルック発プニヤ県収税官あての書簡 (Bengal Board of Revenue Proceedings, Range 71, vol. 26, 18. Jun. 1790, Enclosure in the Letter from the Collector of Purniya, S. Heatley, to the Board of Revenue, dated 30. May 1790.) に掲げて検討してみよう。これはガチ (gach)⁽⁹⁾ にかんする記録である。

それによるとガチはプルニヤ県のスルジャプル、ボワカリ、スリプル、ファテプル・シンギア諸郡においてかなり普及していた土地保有形態であり、先に引いた訴状の中でも署名者たち自身がガチを保有していた旨が述べられている。コールブルックは、ガチは部分的にはガチダル自身によって耕作されるが、主としてアーディアダルが耕作すること⁽¹⁰⁾を認めている。ここでアーディアダルは、(一) ガチダルとの間に書面による契約を交さず、口約束 (verbal agreement) によって耕作する、(二) ガチダルへの支払いは現物をもつてする、のであり、ガチダルは自営地部分については生産者農民でありながら、雇農経営地部分についてはザミンダールの「下級地主 (under-renter)」として現われるわけである。

コールブルックは、アーディアダルが極めて窮乏していたと述べ、一年のはじめの数ヶ月の間に家族の生計維持のためガチダルから穀物を借入れる必要に迫られるほどであつて、しかもその利子が七五割から一〇〇割にも達するので、收穫期の分け前だけでは負債の清算もできない、と指摘している。しかもこの穀物の貸付は穀価の高い時期に行われ、返済は穀価のもっとも低い時期に行われたのである。つまりガチダルは端境期にアーディアダルに穀物を現物で貸付けるが、貸付額をその時の穀物価格で表示し、收穫期に価格表示された元利合計分を現物で返済させ

て、価格差収奪を行なっていた、といういみであろう。また穀物の分割に先行する必要経費⁽¹⁾控除に際しては、種子は量を二倍にしてその提供者に返済されるのであるが、この場合にも種子提供者はアーディアール自身であるよりむしろガチダールである方が、より多かったとみなしてよいであろう。

アーディアールのガチダールに対する従属性はこのような形の小作料収奪と高利貸的収奪との下で強化され再生産されつつあった、と判断することができる。

一〇 富農層の収奪は以上のようにアーディアールに対して行なわれたのみでなく、弱小の土地保有農民に対してもむけられ、かれらの土地を兼併しかれらを雇農化することが行なわれた。コールブルックの一七九〇年五月二〇日付県収税官あての書簡 (Bengal Board of Revenue Proceedings, Range 71, vol. 27, Jul. 1790, Enclosure in the Letter from the Collector of Purniya, S. Heatley, to the Board of Revenue, dated 9. Jun. 1790.) の中に、次のような興味深い記事がみうけられる。

農民は、耕作「地」を拡大し、土地保有条件に随って甘受すべき「地代の」増額を「拡大された耕地の」隠蔽によってまぬかれようとするたえまない努力のうちに、自分の利益を追求する。種々なる耕作者のこれらの努力における成功「のていど」は、さまざまであるにちがひなく、従ってかれらの地代負担 (jam' banti) もほとんど大はばな不均衡を示すに至るのは、明らかである。瀾繁な検地 (measurement) は隠蔽を摘発し賦課を均等化するであろう。しかし検地はまれにしか、数年の期間をおいてからでないと、実施されない。実施の時には地代取得者 (renter) は、ほとんど農民たちが、耕作「地」の増加にみあう分^ぶだけ軽減された率による地券 (pottahs at reduced rates,

equal to cover the encroachment of cultivation) をたずさえている、という点を別とすれば、「検地に対して」無準備ではないことを、発見する。立証困難のため、口論してこのような地券の一枚一枚について有効無効をきめることを妨げられ、その結果摘発することを期待していた財源に失望すると、地代取得者はよろこんで *bari jarib* ⁽¹²⁾ という妥協策をうけいれる。農民たちはかれらの地券の承認を条件に易々としてこれに同意する。何となれば、いかなる「地代負担の」軽減が達せられようと、新たな検地で承認されるまではそれは無効だからであり、新たな検地までは、そしてしばしばその後までも、以前の「地代」率が継続し新しい地券が告知されないからである。一般に発生する事態は次のようなものである。検地をするという威嚇が農民の頭たち (principal ryots) ⁽¹³⁾ をして、検地の免除への心づけとして一ルピーあたりいくらという一定の率での「地代のひきあげを認める」*benāp* ⁽¹⁴⁾ という妥協策に、同意するに至らしめる。かれらはしばしば威嚇や説得によって大半の農民たちから *benāp* または前者の事例の *bari jarib* への了承をとりつけるのであるが、この了承は全村を束縛するものと考えられている。さもないければかれらは地代取得者と通謀して、弱小耕作者たちの反対をおしきつてもそれを強行する。弱小耕作者たちはそれによって被害を受けるのだが、無知と農民の頭たち ⁽¹⁵⁾ への畏怖とのため救済を求めることができず、逃散 (desertion) という絶望的手段以外の救済策を求めることは考え及ばない。*benāp* と *bari jarib* との妥協策がだんだんに重なるにつれて、弱小耕作者たちはしばしば逃散に追いこまれる。(かれらの場合には「妥協策による地代の増額分を」耕作「地」の増加によってうめあわせるわけにゆかないし、逆に、以前からの耕作を維持できない多くの者にとって「前述の妥協策は」二重の圧迫となる「からである」)。ある者たちは支払える最高限度以上に地代をひきあげられることになる。

土地 (lands) は「逃散によつて」放棄されると、より幸運な隣人によつて強欲にも差抑えられる。かれはそれらの土地をひそかに自分の保有地 (tenure) の中にふくめ、逃散する農民たち (absconding ryots) をよびもどしたり、ほかの所からの逃散者を住まわせたりして、かれのコライト農民 (kolait, kolit, corait Ryots in sic.) としての恩恵 (benefit) とひきかえにそれらの土地を耕作させる。

一 当時の農村社会内部の動態觀察の記録として、上掲のコールブルック書簡ほどの具体性を持つものは、税務局の議事録の中にも数少ないといつてよい。所でわれわれはかれの所見から、富農層の村落支配の実態について以下のようなことがらを知りうる。

つまり、富農は一面においては村全体の利害関係を代弁し擁護することくに行動し、ザミーンダールや請負人すなわち上掲引用文における「地代取得者 (rented)」による地代査定のための検地を拒否し、地代のひきあげを一定限度にいくいとめる妥協策にもちこむのであるが、他面においてはこの妥協を成立させるために他の農民たちにある種の強制力行使する。そしてこの妥協策を楨杓として中小の土地保有農民を収奪するに至る。

以上の強制力の行使に際して、血縁関係とか父祖の代からの紐帯とかいう類のいわゆる「共同体」的關係に由来する心情や価値観が、富農の支配の貫徹のために極度に利用されたであろうことは想像に難くないし、逃散に先立って富農と中、小の土地保有農との間に債権・債務關係が結ばれ、これもまた「共同体」的心情とないまじりつつ富農支配の強化に資したと推測することは充分に可能であろう。換言すれば、強大なる成員が弱小なる成員を支配するため(15)の組織として、「共同体」が利用されるのである。

コールブルックは前に引いた四月二十六日付の書簡の中で、ガチ保有が他郡バルガナにおけるコライトまたはコライト農民

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

の導入に示唆を与えたいと述べているが、コライトあるいはコリイトとアーディアダールとの相互関係や異同については、現在明らかではない。可能性としては、逃散した農民がガチ保有の行なわれていた地域ではアーディアダールとなったと推測することはできる。問題は土地保有農民の下層部分が土地を失って雇農化したということであり、かかる雇農の労働を基礎として、富農による土地兼併をもふくむところの耕地の拡大が行なわれたことにある。通常指摘される、東インド会社統治下における地租増徴政策の下で、*hud kāsī ra'iyat* が減少して *pai kāsī ra'iyat* が増加した、あるいは前者が後者に転落したという現象は、⁽¹⁶⁾ 以上のような動態を把握してはじめて、より具体的に理解できるものといえるであろう。

一二、富農による以上の如き土地保有規模の拡大は、それ自体として完結するものではなかった。先に引用した訴状の中には、次のような興味のある苦情が述べられている。

私たちは毎年、政府の租税を支払った後に残るわずかばかりの剰余分を、雨期の間に舟にのせてあちこちに送っておりしました。ザミーンダールのファクルディーン・フサインは私たちの舟を差抑えて出させず、荷物ごと河に沈めてしまいました。正しいお裁きがいただけないようでは、この憤りをこらえることはできません。

私たちスルジャプルの農民は、牛 (*bullocks*) を使って土地を犁耕し、穀物を牛に積んであちこちの市場に売り出してありますが、こうして自分たちの暮しをたて、政府の租税が支払えるのでございます。ダグラス殿は四十万反^{ガリス}の粗布 (*canves, sic in orig.*) を、前にはダグラス殿の商用代理人 (*trading gomastah*) であり今は県の会計役 (*treasurer*) に任命されているラトン・チャンドを通じて、あちこちの市場の代理人たちから自分のつけた値段で

(at his own price) 買いましたが、粗布を自分の舟ではこぶのに私たちの牛を徴発し、ここでダグラス殿の代理人をしているランバート殿のところへ、アグラーン月⁽¹⁷⁾に売りに送りました。私たちのうち幾人かがずっとそれについて行きました (...forcibly made use of our Bullocks to Carry them on board his Boats and sent them down in the month of Augun to Mr. Lambert, his attorney here, for sale, several of us accompanying them all the way) この結果、私たちの土地の耕作と品物の売り捌きとが中断されました。

後段の告発に対しては、ダグラスは一七八八年七月一日付の収税官あて書簡をもって答弁し、(一) 一七八六年にラトン、チャンドを通して前貸金を与え、インディゴとアヘンの工場で用いる黄麻^{ダニ}を調達し、カルカタに送ったことがあった、(二) しかしそれはアグラーン月のことでなくシュラーヴァン月⁽¹⁸⁾のことである、(三) 黄麻の数量は二十万反にみたない、(四) たとえこれらの主張するように、黄麻を舟へ運ぶのに牛が力づくが徴発されたにしても、黄麻についてはふつうの商人と同じ価格を支払っている、(五) この郡ではかなりの交易が営まれており、商品や舟に運ぶための牛を賃貸するという目的をもって、多数のベパーリー *bepari* が来ている、自分も自費で買った黄麻を運ぶのにこれらのベパーリーから牛を賃借したのだ、と反論している。

一三 ここでもふたたび事の真偽は詮索しない。問題は富農層が剰余生産物の販売を日常的な活動として行なっていたということであり、雇農労働を基礎として保有地を拡大しつつあった富農は、農民であるとともに既に規模は不明なまでも商品生産者であり小商人であったという事実である。明確な史料証言は欠けているが、農産物を市場に搬送した富農が行先の市場では別の商品を買付け、村に帰ってこれを再販売し、商業利潤をも収めていたという推測は、極

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

めて蓋然性の高いものといわなければならない。⁽¹⁹⁾そしてかかるかたちでの商品経済の農村への浸透を前提としてはじめて、ベンガル地方における地代の金納化⁽²⁰⁾、富農の一人である村落首長による一般農民の地代納入のための貨幣調達⁽²¹⁾、*jeth rajyat* による一般農民の金銭上の決済へのたすけ⁽²²⁾、などといった、従来指摘した事実はいずれよく理解されるであらう。

ただしここでは、以下の点に注意を払う必要がある。それは前掲五月二十日付書簡の中でコールブルックが、富農の土地集積を「下級地代取得者 (under renters)」と「耕作者」との間に「新しい階級をさしはさむ (to interpose a new gradation)」方向をとっていると指摘し、少数の富裕な耕作者に土地が集積されるという事態そのものに反対するのではない旨を、断っているくだりである。「もし資産家 (men of property) がかれらの富の一部分を農業にあてるのであれば、農業は疑いもなく改良され、地代はよりよく確保され、貧困な階級は被害をうけずたぶん利益を得るであらう。〔しかし〕一人の農民が広大な土地を保有してこれを他人に高率〔地代〕で転賃 (underlease) し、転借者はこれを自己の危険負担と費用において耕作し、転賃者同様に政府の〔収税〕緩和策による利益を受ける資格がある、という場合には、事態は非常に異なってくる。つまり富農の土地集積の基本的志向は、あくまでもかれら自身過小農民である雇農からの剰余生産物の直接的収奪に求められていたのであって、富農自身が自ら計画し計算する農業経営者となり、雇農は富農の指揮監督下に労働する農業労働者となりつつあったのではない、という点がコールブルックによって殊に重視されているのである。随って富農層に商品生産者的な性格を認めうるとしても、それはかかる限定条件をつけてのみのことではなければならない。

富農層の剰余農産物販売にはじまる市場の構造の究明、プルニヤ県以外のベンガル・ビハールの他地方の事情如何

は、今後の研究にまつほかはない。しかしここで重要なことは、富農層の土地集積がたんに農村内部において完結する現象ではなく、農村における商品生産の進行とある関わりをもっていたという判断であり、富農の商品生産者・商人への転化は反面において、他の土地保有農民およびアーディアダルを土地・小作料・高利などによる収奪を通じて従属化するという現象を伴っていたという認識である。

註

(1) 拙稿四参照。

(2) N. K. Sinha, *The Economic History of Bengal from Plassey to the Permanent Settlement*, vol. 2, Calcutta, 1962, pp. 198—199. 参照。S. B. Chaudhuri, *Civil Disturbances during the British Rule in India* (1765—1857), Calcutta, 1955. はこの事件に直接は言及していない。

私の採集した史料の中には、別に一七八五年六月三日の税務局議事録 (Range 68, vol. 42) に記録された、同年五月十七日付の報告準備官の報告とそれに付帯した一連の文書とがある。

これは収租請負人の手代による苛酷な収奪に対する三名の農民代表の訴状、請負人側の反論、農民側の再反論からなるもので、会社政府はこの訴状を事実疑いがあらず形式的に不備であり、かつ査定業務の進行を阻害する、という理由で事実上却下した。八五年のこの記録の内容は八八年のものほど詳しくはないが、以下必要に応じてこれも参照する。

北大文学部紀要

(3) タールクダルについては、拙稿二第四節参照。なお同稿執筆当時はみられなかった史料を補っておくと、一七六九年八月十六日の知事および特別委員会の議事録 (*Proceedings of the President and Select Committee*) の中に各地方の税務監督官にあつた訓令があつて、そこに「タールクの借地人たちは非常に多くの恩典を有しており、他と較べると明らかに不公平さとゆるやかさをもつて課税されているので、他の部分が逃散のため荒廢している間にも、タールクは概して多くの人口を抱えていることになる。タールクダルたちはより悪い状態からよりよい状態に変わりたいという自然の願望に加えて、しばしば自分の土地への人口の流動をふやすために、勧誘策を用いる」旨が注意されている (J. E. Colebrooke, *Supplement to the Digest of the Regulations and Laws, etc.*, Calcutta, 1807, p. 182.) また一七八八年訴状には、「農民としての仕事 (occupations) のほかに、タールクダルたる性格において、数千ルピーといういふまで公収入に関係 (concerns) をもつ、私と

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

も「云々という文言があり富農層の中には部分的にタールクダールにまで上昇した者のあることを示している。タールクダールの出自は明らかにザミーンダールの家中からばかりではなかった。前註で言及した一七八五年の記録では、訴状提出者三名は自らも農民でありかつ他の農民たちの代表者であると称しているが、報告準備官はかれらをタールクダールとみなしている。実際に富農上層とタールクダールとの間には、明確な一線は画し得なかつたのであろう。そしてこの場合かれらはおそらくマズクリー・タールクダール (*mazkuri taluqdār*) であつたに違いない。

(4) 拙稿四第六節にある *adhīn* と同義。

(5) 拙稿二第五節ではこれはザミーンダリー内の中級の収租区における臨時の行政職員として説明したが、アラビア語 *shāh* にはヒンディー語 *adh* と同じく〈半分〉のいみがあり、このシツクダールはやはり分益小作人をさすものであろう。前稿のそれとは同語異義である。アーディアダールとシツクダールとの差については、明らかにできなかった。

(6) 貢租負担を免除された土地の一種呼。

(7) 拙稿五第三節参照。

(8) *thika nakadi (nadyi)* 「定額金納地代」の意を音写したものである。

(9) この語は H. H. Wilson, A Glossary of Judicial and

Revenue Terms, etc. of British India, ed. by A. C. Ganguli and N. D. Basu, Calcutta, 1940. にも現われないが、私は〈きうける〉・〈うけおう〉をいみする動詞 *gaohnā* の語根が名詞化したものと考えたい。この起源はコールブルック (四月二十六日付) によると明確ではないが、ブルニヤが山間部族民に領有されていた時からの遺制といわれる。当時は人口が稀薄なため個人の土地保有は無制限であり、慣習的に占有している範囲の土地をガチとよび、地代は面積や生産物収量によらず保有者の用いる犁一台ごとに課された。私はこのコールブルックの伝聞から *gach* が荒蕪地開発と関連していると判断する。

(10) コールブルックは上掲書簡の中でガチダールを 'tenant' と記し、アーディアダールを 'adda ryot' と書いている。

(11) その内容は、(一) 種子、(二) 穀物監視人への報酬、(三) 鍛冶工への報酬、(四) 穀物計量人への報酬、(五) 祭祀供儀のための費用、(六) 呪術師への報酬からなる。

(12) 〈検地の免除〉をいみし、F・ブキャナンの調査記録には 'Bejunbi agreement' として現われる。Bejunbi は正確には *be-jaribi (be-jaribi)* である。これは検地免除の代償として、ザミーンダールに対して従来の地代に幾分の割増を支払うものであるが、この割増分は *pundar* 地に課せられるので富農以外の中小の農民には極めて不利となる。この問題は後節で再びとりあげたい。

(13) 拙稿五第三節で述べた農民の集団に対して発給される地券の筆頭人となる人々、つまり *jeth ra'iyat, mandal, mu yadalam* などともなった人々を指すものであろう。

(14) H. H. Wilson, op cit, p. 109, 6. によると *be* はヘルンヤ語の *bi* であり、*nāp* はサンスクリット語の *mud* から訛ったものと説明されている。語義はやはり「検地の免除」である。これも後節で再びとりあげる。

(15) インドの「共同体」の用語法は不統一であるが、管見の範囲ではこれはほぼ次のように整理しうる。「住民の社会的、経済的、宗教的生活に対する何らかの慣習的規律をもって特色づけられる、地域的単位集団を示すもの。」(一) 私的所有に先行・対立するいみでの集団所有(総有)を示すもの。(二) 伝統的分業組織にもとづく自給的経済団体を示すもの。(三) は十九世紀初期の土地Ⅱ地租行政史料および現代の社会人類学の著述に現われ、前者では一般に「村落(village)」と書かれ、後者でも同様であるかあるいは説明的述語的に「共同体(communitiy)」をつけて記される。そして「村落」はもちろん当該集団構成員が一定の様式で占有する土地をもふくむ概念である。(一)の一般的规定における諸「村落」に共通する属性を抽出して(二)(三)がえられる。(二)はいうまでもなく H. S. メインやかれの批判者である B. H. ペイドゥンⅡパウエルにおける「村落共同体(village community)」であって、メインにあつてはこれは総有から私

有への発展を構想する歴史的範疇となつてゐる。(三) K・マルクスのインドの「資本論」第一部における原始的小共同組織への言及にみられ、これも資本制社会以前の労働組織の例証として引用された所から明らかなように歴史的いみになつてゐる。なお同所でマルクスは *Gemeinwesen* と *Gemeinde* と二つの語を併用しているが、内容から判断すると「村落」の団体自体は *Gemeinde* であり、伝統的計画的分業組織に関係して *Gemeinwesen* が用いられてゐる。土地の共同体による占取は「auf dem gemeinschaftlichen Besitz...」(斜体は筆者による)と表現されているが、上掲個所に関する限り名詞としての *Gemeinschaft* は用いられてゐない。(ドイツ語の用語法と邦訳の仕方については、大塚久雄「共同体の基礎理論」四—五頁を参照。またマルクスのインド共同体論は「資本論」と他の著述、エンゲルスあて書簡では着眼点に差異があり、イギリス人による行政資料の扱い方にも問題がある旨、L. Dumont, *La civilisation indienne et nous, Esquisse de sociologie comparée*, Paris, 1964, pp. 79-81. が指摘している。)また「マックススリウエーバーのインド論にかける村落像も、伝統的に固定された分業組織を重要視している。」(西村孝夫『インド木棉工業史』補論二「ウェーバーのインド社会論」参照)。

「共同体」をいかなる意味あいでも用ゐるかはもとより各研究者の判断に属する事柄であり、問題は作業概念としての有効性

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

の如何である。殊に上掲(一)・(三)における「共同体」がしばしばインド社会の停滞性の原因、アジア的専制主義の基礎あるいは後進性とその指標としての私有財産制度の不在、に關係して用いられてきた事情を考え、現在のわれわれの課題のひとつが停滞論・後進性論の打破にあることを認めるならば、「共同体」研究は、インド農村史に関する諸々の事実の探索を集積しつつ、従来の「共同体」概念の有用性を吟味することから始められるべきであろう。それとともに個々の歴史的条件下で、一般に「共同体」とよばれるものが現実になんた機能や現象形態を、問題とせざるをえないであろう。このようないみで私は「共同体」を、さしあたり以下のような属性をもつ作業概念として設定しておきたいと考える。

まずそれは、(一)一定の地域に居住する人間集団であり、(二)集団の成員は眞実のもしくは擬制的な血縁關係、あるいは父祖伝来のいわゆる義理人情を通して相互に關係している。そしてさらに、(三)集団内部における生産活動は成員が相互に無關係にいわば私事として営むものでなく、集団の規則を通して、つまり固定的世襲的分業として営まれ、随つて、(四)土地保有は私的持分の形態をとるにしても、その利益は基本的には右の規律に服せしめられる。(いわゆる土地の共同所有の有無自体は重要な指標ではない。)そして(五)「共同体」の構成員は土地に對する世襲的權利と、「共同体」の合議・執行機關に對して何ら

かの發言權とを有する基幹成員と、無權利の從屬成員とに區別される。ひとつの用語法としては、基幹成員の構成する土地占取団體のみを「共同体」とよぶことがあるが、私はこの用語法をとらない。何となれば從屬成員も「共同体」の分業組織にくみこまれており、どれかの分業部門をうけもつことによつて「共同体」の慣習に従つた報酬を取得しているからである。私が批判の対象とするのは、(A)基幹成員相互間にたかだか貧富の差等を認めるのみで、かれら相互の關係をあくまで平等原理に貫かれたものとみなす見解、(B)基幹成員と從屬成員との關係を分業組織に立脚したいわば相互扶助・相互補完的なものとしてのみ把える見解、(C)「共同体」の經濟的自給自足性・閉鎖性のみを強調する見解などである。(D)については R. Mukherjee, *The Dynamics of a Rural Society*, Berlin, 1957. が (B)と (C)については T. O. Beidelman, *A Comparative Analysis of the Jajmani System*, N. Y., 1959. が、現状分析にもとづく批判を提出している。(なお次節註(15)でも示唆するように、上述のような社会体制を、「太古以来の慣習 (a custom from time immemorial)」といった超歴史的な原理から説明することには、私は反対である。

(16) 既往の見解では、政府の地租増徴がザミーンダールの地代増徴の原因となり、これが *bad kasti vairyat* 逃散を惹起する反面、逃散のため地代減収をきたしたザミーンダールが他領の

農民を誘致したことが重なり、*pai kasi ra'iyat* が増加したとされる。そして一七七〇年の大飢饉による人口減少もこの現象の強力な推進因として説かれてゐる（諸家の見解は、W. W. Hunter, *Annals of Rural Bengal*, 3rd edn, London, 1868, pp. 59-60 ; W. K. Firminger (ed.), *The Fifth Report, Historical Introduction to the Bengal Portion*, Calcutta, 1917, pp. 1, ii ; A. C. Guba, *A Brief Sketch of the Land-Systems of Bengal and Bihar*, Calcutta, 1915, p. 122 ; R. M. Mookerjee, *Occupancy Right, its History and Incidents*, Calcutta, 1919, pp. 73-74 ; N. K. Sinha, *The Economic History of Bengal*, vol. 2, Calcutta, 1962, p. 62. など参照せよ）。しかし私は本稿中で示すように、この現象をより複雑な要素の連環の中で捉えた。

(17) *aghtan, aghtalyan*. 十一月—十二月に当る。F. ブキャナンの報告によると、九月十六日から十一月十四日までが、春に収穫する稲の苗代づくりの時期に当り、十月十六日から十一月一日にかけて二度田植えが行なわれる（F. Buchanan, *An Account of Purnea in 1809-10*, ed. by V. H. Jackson, Patna, 1928, pp. 344, 345）。またある種の冬に収穫する稲は十月半ばから十一月半ばにかけて成熟し、この種のものは直播ながら概ね田植えをする稲に匹敵する品質をもつといわれる（op. cit., pp. 347, 348）。フグラーン月は従って春稲作付地の耕作と冬稲

出荷との時期に当る。

(18) *stavan*. 七月—八月に当る。この月でも冬稲作付地の犁耕期であるから（F. Buchanan, op. cit., pp. 346-347）、牛の徴発は農民にとって痛手となることに変わりはない。

(19) この点と関連して、一七八五年の訴状と請負人側の反論とに現われる次の問題に注意しておきたい。請負人側は訴状提出者のうち一名（ヒンドウ）を農民（husbandman）であると認めているが、残る二名（ムスリム）については、かれらは過去三年間カルカッタにいつていた者で地租には無関係であり、またともにスルジャブルのザミーンダーから「当地の農民たちの定まった慣行（uniform practice）に反して」「固定地代を内容とする地券を入手し、そのため地租収入にかなりの被害を及ぼした」と指摘している。訴状提出者側は第二の点には応酬していないが、第一の点に対しては再反論書の中で、「『目的の』大部分は諸地域の借地人たちにかわって、われわれの仕事をよりたやすく運営するために」「カルカッタにいたのであり、一地域をもあまざすどの人間の用務をも処理しているのだ」と答えている。かれらの果たそうとした用件が何であったかは見当がつかないが、地代・地租関係の用件は地元で処理できる以上、おそらくそれ以外のものであったにちがひなく、あるいは商用をもふくんだかもしれない。

(20) 拙稿一第四節参照。ブルニヤ県の大半はムガル期にはベン

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

ガルヒスーパに属した。

(21) 拙稿一第六節参照。

(22) 拙稿五第四節参照。

三 地代率の設定

一四 前節で検討した富農層の形成がいつの時代にさかのぼるかは今後の研究に俟つほかなのであるが、その点を留保するとしてもなお、富農層の存在と十八世紀後期において消滅を確認されているニルク *nirh*, *nirkh* との間に何らかの関連を設定しておくことが、植民地支配成立期の土地^ニ地租制度の理解のためには当然要求されるであらう。

ニルクまたはニルクバンディー *nirh bandi*, *nirkh bandi* は、^{バムガナ}だいたいに郡を単位地域として行なわれた慣習法的な耕種別・単位面積あたりの地代額表のことであり、⁽¹⁾いいつたえによるとラージャ・トダル・マルがこれを設定したという。この地代額表にもとづいて賦課される地代を本源的地代または基礎的地代 (*asal jinn*) とよび、これに比例して後代に賦課された地代を付加的地代 (*abwab jinn*, *abwab bāb*, 語義は〈諸費目〉) とよんだ。⁽²⁾一七八八年のアーミーニー委員会報告によれば、かくして決定される地代額は村落ごとに地片別および家族別の諸台帳に記載確定され、それにもとづいて徴収されていたのである。⁽³⁾当時の諸台帳そのものもその英語訳も私が滞英中に調査した範囲では発見できなかったし、⁽⁴⁾それらにもとづいた研究も発表されていない現状では、われわれはわずかにアーミーニー委員会報告の記事をてがかりに事態を推測せざるをえないのであるが、ニルクについてはおよそ次のようなことをいえるであらう。(一) すべての耕地について地代額が設定されていたことからみて、ニルク設定の目的はすべての耕地か

らの剰余生産物を収取するところにあった。(二) この地代制度は小農の自家労働力による農業経営を前提としており、雇農労働による経営を積極的に排除しないまでも、その成長を一定の限度内にとどめるものであった。(三) 以上からも、そしてまた家族別に貢租額を確定したことからみても、個々の土地保有農民の持分地の面積・所在は、分家や開墾を別とすれば、概ね一定しており、人口の移動や土地保有の移転は少くとも常態ではなかった。これらの諸論点のほかに、消極的には、ニルクに關説した行政文書の中ではその行なわれている地域内に幾組もの異なったニルクの存在が指摘されていないこと、積極的には、後に言及するヘンリー・コールブルックの觀察に証言されていること、から推して、(四) ニルクはそれが行なわれる地域内においては、すべての土地保有者に対しいちおう均等齊一に適用されていた、と理解することができるであろう。

随つてニルクの消滅と富農層の存在との接点は次のように把握される。第一は貢租額を超える剰余農産物が富農層の手を通して商品化されていることであり、第二は富農層の土地集積と雇農経営強化の方向がとられていたことである。そして第三には中小土地保有農民の土地喪失と雇農化が挙げられる。第四は、以下にのべる如き、多様なダルバンディー *darbendi* (地代率表) の成立である。本節では上述の第四点を説明しながら、他の三点、つまり前節の内容と関連する部分を、説明する。

一五 まずニルクの具体的様相について、コールブルックの既引および一七九〇年五月三十日付県収税官あて書簡 (Bengal Board of Revenue Proceedings, *ibid.*) によつて説明する。それらの中からニルクに關説した部分を総括すると、およそ次のことが判明する。

地代額の算定賦課の基準は、ごく大づかみな栽培作物の種類とそれらを作付けする地片の状態とであった。土地は、

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

(一) 稲作地ないし二毛作地をいみするシャーリ *śālī* (sic, *Shalee*)^(a) (二) ラビー *rabī* (sic, *Rubbee*) すなわち春に收穫する作物の作付地をさすバーオリ *bhāolī* (sic, *Bhowlee*)^(a) (三) 蔬菜類の作付地または園芸地 (garden land) をあらわすタルカーリー *tarhārī* (sic, *Turkaree*)^(a) (四) 草地 (grass) に区分され、これらのうち前二者はさらにそれぞれ、① 既耕地または連年作付されている土地をいみするパー *pā* (? sic, *phah*)^(a) ② 休耕地を示すキール *kheer* (sic, *Kheel*) ③ 移植する稲の作付地をあらわすローパ *ropā* (sic, *Ropo*, *Ropa*) に分類される。コールブルックの書簡の中の説明では、シャーリがパーとキールとにしかわかれていないように思える記述もあり、バーオリについては下位の区分を欠くように書いている例もあるから、より具体的にはさらに局地的な偏差があったと考えてよいであらう。また甘蔗作付地はタルカーリーにふくまれる場合と、別に立てられる場合とがあったようである。このほか、(五) 宅地、が別項として立てられていた。⁽⁸⁾

これらの大づかみに区分された個々の地目について単位面積あたりの地代額を定めたものがニルク、ニルク・ダルク、パンディーなどとよばれたのであり、そのようにして定まった地代が本源的地代額であった。五月二十日付書簡によつて、^{アール・ド・ジャム}ニルク・ダルクの地代額は一定の比率を保つていたといわれ、シャリー・パーを一〇〇とすると、同ロー・パー五、同キーと各地目の地代額は一定の比率を保つていたといわれ、シャリー・パーを一〇〇とすると、同ロー・パー五、同キー五〇、バーオリ二五、タルカーリー一五〇という関係がみられる。コールブルックの挙げる他の実例からみても、傾向的にはかかる比例関係があつたとみてよいであらう。⁽⁹⁾五月六日付書簡所引のムルキー曆一七九（一七七一—七二）年の本源的地代率表 *usul darbandi* ⁽¹¹⁾によれば、各地目の地代額は村落ごとかなりの差があつたようであり、穀作地については最低の場合と最高の場合とでは、三倍もの隔たりがあることがわかる。これはもちろん各村落の土壌・灌漑などの条件に規定されているのであらうが、さらに特定村落の内部にもあると思われる条件の差異がいかに

調整されるかについては、コールブルックは何も記していない。後述する如き一括賦課原則の下にあっては、おそらく地代率表を規準とする〈共同体〉内での自主的調整がみられたであろう。

この段階では疑いのないことは、一八一〇年前後のように用益を随意とし地代額は土壤の等級区分に従って定める方式は⁽¹²⁾まだ確認されておらず、耕種別の土地区分も極めて大づかみなもので後代のように細分化されてはいなかった⁽¹³⁾ということである。

なお付言するならば、四月二十六日付および五月六日付の書簡で報告されているように、ガチにおいてはニルクの規準は存在せず、ガチダールが定額金納地代を支払うかまたは毎年ザミーンダールとのかけひきによって地代額を決定することが行なわれ、統一的規準もなく検地も実施されなかったのである。

一六 ニルクの具体的な内容は以上のように概括できるが、コールブルックが報告を書いた一七九〇年にはニルクはどの地域でもはや消滅しており、その存在は十数年前の記録や旧バトワリーなどからのききとりによって辛うじて確認されたのである。ここでわれわれはふたたびコールブルックの書簡をたよりにして、ニルクの消滅年代を推定する。

五月二十日付の中でスルターンブルについて述べる所によると、かつては地代収入が不足した時に欠損負担料 (*shkash bayin*) の追徴がしばしば行なれたが、これは一年限りで免除され、翌年はふたたび所定の^{アサルニシヤム}本源的^{アサルニシヤム}地代と既に^{エスタブリッシュ}制度化されて^{アフワブシヤム}いた付加的^{アフルニシヤム}地代のみが課されていたという。コールブルックは欠損負担料のもつとも遅い時期の資料として^{エスタブリッシュ}ムルキー暦一七一年(一七六二—六三)の記録を入手したと述べ、欠損負担料の暫定性を、一七四年(一七六六—六七)に課された高額貢租を補填するためのガンダ (*ganda? sic., Gundah*) が恒常化ししかも累増し

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

たのに対比する。そしてさらに、本源的^{アサリシヤム}地代の額が一一八〇年（一七七二—七三）まではほとんど無修正であつたことを、記録とききとりとで確認している。

ハーヴィリー＝プルニヤについては、五月三十一日付の中で、断片的な記録からは、ニルクがもしかつてあつたとしても、一一七八年（一七七〇—七一）には既に消滅していた、と判断している。かれの記述によれば同年の記録さえも断片しか残っておらず、それ以前のものは失われていた。

五月六日付によれば、ファテプル＝シンギア Futypore Singhia では一一八六年（一七七八—七九）から付加的地代が従前より増加したが本源的¹⁴地代は一一九三年（一七八五—八六）まで多くの村落で変化がなかった、ということである。

以上のようなコールブルックの集めた零細きわまる情報の範囲で判断しても、なお、われわれはニルクの消滅が東インド会社の土地に地租政策の展開過程と符合していることを知る。つまり上掲の年代は、会社のディワーニー接收、大饑饉、会社のディワーニー直接行使、五年限保有（Five Years' Lease）の満期終了、コーンウォリスによる新政策への転換、の諸時点に対応している。中央（*sadr*）の施策が地方（*mufassal*）に与えた効果の詳細については他日の検討に委ねるとして、ニルクの消滅について、大体以下の傾向を指摘しうるであらう。つまりニルクが本源的地代とそれに比例する付加的地代の額算定の基礎として効力をもっていたのは、ほぼ確実には一七六五年以前までであり、以後は付加的地代の増強によってニルクの実質的な効力は急速に失われていく。そして本源的¹⁵地代自体の修正、すなわちニルクの否定が大饑饉から会社のディワーニー直接行使の時期にかけて既にみられるに至り、この過程は地域的に遅速の差はありながらも、一七八五年までにはほぼ達成される。

一七 次にはニルク消滅の過程を、やや具体的に説明する。コトルブルックの諸書簡を通じて理解されることは、この過程がたんに付加的地代の増額が本源的地代を凌駕し、そのためニルクの規制力がなくなった、といった単純なものではなかった、という点である。コトルブルックに従えば、バリーやガンダーの追徴の反面では、旧来の地代率表が改訂され地代額が軽減されるという現象がみられた。なおこの軽減が、一七六九—七〇年の大飢饉による人口激減後の農民誘致策といかに関連しているかは、資料の不足のためか、コトルブルックは明らかにしていない。

旧地代率表の改訂と本源的地代軽減の方式は、かれの報告に従うと以下の八項目を数える。最初の四項目はハーヴイリー・ブルニヤ（五月三十一日付）、残りはスルターンブル（同二十日付）での見聞を中心とする。

(一) カルシユト地券 (*kāsi patta*) の濫用。これは何らかのいみで重要とされる人物 (*persons of some eminence*) に対して発給される低率地代による地券であるが、これがそのような人々に対してだけでなく「一般農民 Common Ryots」にも大量に発給された。なお五月二十日付によると、スルターンブルでは、カルシユト地券は例外なく会社 (Ryots) のディワーニー「直接行使」以後に (*since the Company's Dewanny*) 郡の地代取得者 (*renter*) によって発給されたもので、期間は永代的であり適用される土地は少なかった。五月十五日付によると、テラコルダ (Tera Cordah) でもカルシユト地券は少なく適用される土地も少なかった。また発給の時期は一七七七年以前 (*...they are all of an old date, none having been granted for 12 years.*) であつた。

(二) 土地丈量単位の修正。「下級地代取得者 (*under-renters*)」が過去十五年間に土地大量単位の実質的な大きさを任意に変更したため、隣接諸村落間のみならず同一村落内部においてさえ一カッター (*kattihā* = 0.5 *bighā*) の大きさは四・五キュービット平方から六キュービット平方までまちまちであった。しかも丈量単位の修正は地代額据置のま

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

ま行なわれたので、上記の四・五キュービット平方の地代を一〇〇とすると六キュービット平方では地代は一七八にもなる。五月二十三日付でもこの丈量単位修正に言及している。

(三) 地代算定の基礎となる土壌・農産物区分の煩雑化。貢租台帳 (*jami bandh*) を数年の間隔において検討するとこの傾向が看取される。かつての区分は一五で述べたような簡単なものであったが、コールブルックの調査時点では区分の数が多い場合には六十以上にも達しており、かれの報告には一人の農民の保有地に三十四の区分のある例が付録してある。

(四) カミー・ケフ・アット地券 (*kami kufayat patia*) の発給。これは地代額を軽減するかわりに、減額分を耕地の拡大とそれに伴う地代増加によつて補填する趣旨の地券である。コールブルックの觀察に従えば、これは新耕地開発に資するものであるが、非占取地を残さない状況の下では、カミー・ケフ・アット保有の中に、より高い地代を支払う自分自身の土地や他の農民の土地をも、とりこんでしまうという結果を招く。「この郡では農民はたいてい三、四の別々の地代額 (*jami, sic, jumrah*) 「を課された土地」をもち、ひとつは自分の名義にし、他は息子、兄弟、あるいは架空の人物の名義にさえている。これらの人々のために、かれはまず新居住者のためのものとしてのより低い率による地券をとつてやる。そしてかれが地代取得者に地代額の軽減を認めさせたい時は、いつも名義代理人が逃散させられる。地代取得者はそれとは知らずにまたは「その農民と」共謀して、想像される逃散者を帰村させるために「地代の」軽減を許し、あるいはその農民に新しい名義で「地代を」軽減した地券を発給する。」

(五) 地券の恣意的改竄。「地代取得者」と農民との妥協の産物で、前者に対する後者の権利などの証拠物件としないという条件で、地代を軽減した地券を交付し、あるいは前者の任期切れの後に地券を発給する。甚だしい場合には空

欄のある地券を交付して、農民に適当に記入させる。

丙 地代支払者の名義変更。四と類似するが、農民が自分の負担すべき地代額の一部分をそれにあつた面積の土地とともに、分家 (*haraji, suc, kharegee*)、バーイカーシュトなどの口実をつけて、兄弟や友人に名義上移譲する。二年後には移譲された者がこれを放棄し、原保有者がこの土地を軽減された地代で耕作する。なおこの二年はスルターンブルの規則 (*rule* 慣習法のことか?) によれば、原保有者の地代支払義務の存続期間である。

戊 休耕地の設定。検地の前に故意に休耕し、現実の耕作にもとづいて新しい地代契約が行なわれると、耕作を再開する。農民は翌年には前述のベナーブによって摘発を免かれ、また休耕地が他人の手に渡るのを効果的に防ぐ、という。

己 留保地 (*sipardah, sic, Seporda*) の設定。カム・カーシュト保有⁽²⁰⁾の下での地代軽減手段として農民が常套的に用いたもので、従来の耕作を維持したいとの理由で地代軽減を申請し、その条件として減額分相応の土地を留保地として休耕にする。農民には留保地地券 (*sipardah patia*) が交付され、留保地を耕作した場合は軽減措置をとりけす旨が伝えられる。しかし農民はこれを無視して留保地の耕作を続行し、「下級地代取得者」の無知または黙認によって摘発をまぬかれる。あるいは留保地の名目で最高額を課された最劣等地を放棄し、より肥沃な土地だけを耕作する。

以上八項目のうちはじめの五項目は名目上も旧地代率表を破棄し本源的地代額を軽減するものであるが、あとの三項目はむしろ実質的な地代軽減策という性格がより強い、といえるであらう。

一八 さて、次に問題となるのは、植民地支配の成立以後さまざまな名目で付加的地代が追徴されたのに併行して、

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

かかる地代負担の軽減が生じたことを、いかに説明するかであろう。私はこの一見背馳する現象を、外因としての東インド会社の地租・土地政策と、内因としての富農層の動向の両面から、説明してみたいと思う。

東インド会社のディーワーニー接収以後地租額が異常にひき上げられたことは、周知の事実である。英国議会文書を用いたR・C・ダットの研究に従えば、総収入(平均的にはその七―八割が地租)は一七六五―一七六六年に約二二六万ポンドであったものが、翌一七六六―一七六七年には三八一萬ポンドに急騰しており、以後一七七八―一七九九年まで年平均約三五六万ポンドを維持している。⁽²¹⁾かかる収奪はもとより農村社会内部における一定の蓄積なくしては考えられないことであり、それゆえ会社が剰余生産物を最大限に収取したことをいみするのであるが、前述のごとき富農層の存在を前提するならば収奪の強化が直接無媒介に農民層一般の窮乏をもたらしたと速断することは差控えるべきであろう。何となれば前節で示唆したように、富農層は一面では強化された負担に応じながら、他面ではその負担の相当な部分をより弱小な他の農民に転嫁しつつ、自らは土地保有の拡大をすすめるのであり、収奪強化の圧力をより重く受ける後者は、土地を喪失し雇農となつて前者に従属するに至る、という事実を無視できないからである。

地租額のひきあげとならんで、植民地時代初期の地租・土地政策の根本をなしたのは、請負制(farming system)の広汎な導入であった。⁽²²⁾この場合、農村社会の外部から地代徴収に現われる請負人やその手下が、自己の業務を能率的にとりこぶためには、まず農村内部の有力者つまり富農層を自己の側にひきつけ、がれらに適度の恩恵を施しつつこれらの行使する影響力を利用して農村を支配したことは、容易に想像できる。殊に大飢饉後の状態や⁽²³⁾過度の収奪の下で農民が疲弊し逃散して、地代収入が低下する状態では、生産力を回復し地代収入を確保・上昇せしめるために、かかる方策が多く用いられたと推察して大過ない。⁽²⁴⁾そして、収奪の進行とともにそれに対する農民の抵抗が現わ

れる場合にも、前節でも述べた富農層による農村支配が基底に存在することを、みおとしてはならないであろう。

一九 このような条件の中で前述の旧地代率表改訂、本源的地代軽減の方式を検討するならば、やや一般的な(二)を別としても、悉く主に富農層によってこれらが利用されうるものであることが、理解されるであろう。すなわち、土壌・農産物区分の煩雑化については、コールブルックのいう「土地を同じ生産物の第一級のものからより低い等級のものに移すことによって率を低下させる目的」を否定しえないにせよ、煩雑化を可能にした条件として、富農層による剰余農産物の販売に媒介される商業的農業のあるていどの展開を推測することは可能であらうし、また、弱小な農民からの土地の収奪集積を通じて富農の保有地が随所に分散し、雇農への労賃相当部分の支払いまでを考慮に入れた場合には、画一的な地代賦課基準が適用できなくなる、という現実的な要求もこれを条件づけたであらう。⁽²⁵⁾ カミーリケフアーヤット地券の受給もあるていどの土集地積なくしては不可能な事態であり、これとも関連する土地保有名義の変更による操作や、休耕地・留保地の設定も、自己の生活資料の生産を主目的とする経営では、ことに地代が過重となってくる条件の下では、不可能に近く、いわゆる手余り地を前提としてのみかかる術策を採りえたものと解さなくてはならない。要するに、富農は上から与えられる恩恵を利用しあるいは自ら術策を構えて地代率を低下せしめることにより、雇農を誘致し自らも致富の機会を拡大するとともに、増大する地代要求に応じて行くのであり、より弱小な農民にとっては逃散して、つまり直接的な地代支払義務を土地とともに放棄して雇農化することが自己自身の生活を維持しうる唯一の方法であった、と考えられるのである。⁽²⁶⁾ ニルク消滅を農村社会の内部過程として把えらるゝと、その様態はおよそ右のごとくあり、付加的地代の増大と本源的地代の軽減という一見背馳する現象は、植民地支配の進行に對する在地社会の対応過程として、いわば統一的に理解されることになる。

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

二〇 以上の分析を通してわれわれは、植民地支配成立期におけるニルク消滅の現象が、農村社会内部での一定の階層分化の過程と相伴うことを理解した。五月二十日付書簡の中でコールブルックは、「各村落を通して齊一であり、環境の類似する諸村落において均等であつた古来の地代率表は、現存する地券の中にはもはや跡づけえない」ことを認め、当時の実態をおよそ次のように報告している。

本源的地代はもはや単一の地代率表によつてではなく、カーシュト (*Kašt, sic, Kaushit*) という特惠的地代率、軽減地代率 (*kam dārā, sic, Kumdurrah*)、完全地代率 (*pur dārā, sic, Poordurrah*) の三種類の地代率表によつて決定される。完全地代率の適用を受ける農民の数は少なく、またわずかの事例においてはこれはかつて村落内で一般的に通用していた地代率に一致するが、多くの場合は旧来のものよりも軽減されている。軽減地代率は完全地代率よりも負担度の低いもので、十ないし十五組を数え、大半の農民がそれからのうちいずれかを適用される。軽減地代率による地代負担額の最低限は、完全地代率の場合の半額ないしそれ以下であつたという。カーシュトについては前述したがこれも二、三組を数えた。

コールブルックの記述の限りでは明確でないが、これまで検討してきた諸事情の中で考えれば、ニルク消滅後の地代率は農民の貧富の差等とほぼ平行していわば上薄下厚のかたちで定められたと考へてよいであらう。ともかく以上のごとく定められるもののほかに、本源的地代の一部をなすものとしてマングニー (*mangni, sic, Mungnee*) または既述のバリーージャリーブと称する検地免除に対する上納金が、所によつては全村一律に、また別の所では少数の農民に課された。ベナーブも同様に一律負担の所と特定者負担の所とがあつたが、これは地代の一部とは考へられなかった。以上のほかに付加的地代が本源的地代額の約二〇割の割合で課されていた。

かくて齊一均等と考えられた地代率表は差別的なものとして代られる。この転換が植民地支配の条件下でザミーンダールや請負人の側から主導されたことは、前にみたとおりである。そしてその転換の方向が、従前より農村社会内部において進行しつつあったと思われる階層分化の状態を、地代制度を通して積極的に利用し促進するものであったことも、これまでの検討から充分理解されるであろう。⁽⁸⁾

註

- (一) 拙稿一第四節。W. K. Firminger (ed.), The Fifth Report from the Select Committee of the House of Commons on the Affairs of the East India Company dated 28th July, 1812, Calcutta, 1917, vol. I, Historical Introduction, pp. xxix, xxxix. 参照。トダル・バルがヘンガル＝ヌーベの詳細な検地を施行したと云う事実はなづ (W. H. Moreland, The Agrarian System of Moslem India, London, 1929, Reprint, Allahabad, n. d., pp. 121, 194-197)。したがってニルタ形成の時点・態様については今なお不明確であり、むしろたいてはこれを所与のものとして扱うはかない。
- なお普通名詞として、ニルタは〈価格〉・〈相場〉・〈税額〉などをいみし、十九世紀中葉にもこの話が頻繁に用いられていたことは J. Alexander, "On the Tenures and Fiscal Relations of the Owners and Occupants of the Soil in Bengal, Behar and Orissa," Journal of the Asiatic Society of Bengal, vol. 14, pp. 533-544. に挙げられた二十一のニルタの説明から明らかであろう。また現代のヒンディー語辞典にも〈定価〉〈価格表〉などをいみする *nirṭha* が収録されている。
- (2) 拙稿一第四節。
- (3) 拙稿一第七節。以下の記述においては上掲所を反復しない。
- (4) 私がみたのは D. C. Smyth, Original Bengalese Zumeendaree Accounts, Calcutta, 1823. のみであるが、年代が遅れる上に内容もフソーニー委員会が言及したものと異なる。
- (5) R. C. Patlak, Bhargava's Standard Illustrated Dictionary of the Hindi Language, Banaras, ca. 1946. では *salī* は〈水稻 (water rice)〉・〈甘蔗 (Sugarcane)〉と訳す。しかし一八一〇年頃にも甘蔗栽培はカンカイ川流域で主として行なわれた (F. Buchanan, op. cit., p. 385.) のみであるから、シャリーを、稲を主要作物とする耕地のみに限定してよいであろう。拙稿五第三節註(24)所引のバウグルブル県ハングルウェーに関するフキヤナンの記述は、シャリーを語義の面から解釈して書かれた

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

ものと思う。次註参照。

(6) 春に収穫する稲は沼沢地を利用しながら栽培されるもので、播種から収穫までに三回にわたって移植される。しかしこの土地は他の作物の栽培には適さない (F. Buchanan, op cit, pp. 344-345)。乾季の間に沼沢地の水がしだいに引くのを利用して行なう極めて素朴な農法である。バーオリは、いまでもなく貨幣地代に対する生産物地代をもいみする(拙稿五第二節)が、原始的農法を用いる耕地と単純な地代形態と同じ名辞をもつてよばれることは興味ふかいものがある。プルニヤ県の稲作は以上の春に収穫するもののほか、夏に収穫するバダイー (*bhadi*) と冬に収穫するハリーフア (*hariph*) *harifa*。秋の意) とからなるが、バダイーの場合は多くの品種が大麦・小麦・豆类・菜種などとの輪作・混作が可能であり、移植前の冬稲を混作しまたは冬稲と輪作するものもあつた。ハリーフアつまり冬稲の場合も他の黍類や豆类その他の輪作・混作が概ね可能である (F. Buchanan, op cit, pp 345-349)。バーオリの二つのいみに対応させてシャリーとナクディーとを関連させるのは、甚だしい憶測にすぎるが、農業技術しがつて農業生産力の発展と地代転態との関係について示唆する所多大である。何となればバウグルブル県ムンゲル郡の例ではナクディーとバーオリとは地目区分として、つまり貨幣地代支払地と生産物地代支払地の別として現われ、後者はバーとキールとにさらに

わかれ、前者は二十二等級に区分された二毛作地 (*du fasil*, sic, 2 Fussala) と五等級に区分された一毛作地 (*yik fasil*, 1 Fussala. または〈半毛〉の意の *nimsali*, sic, nemsaly) となりまたわかれることが報告されているからである (Letter from the Assistant Collector of Bhanglepore, dated 11 th August 1790, in W. K. Firminger (ed.), The Fifth Report, vol. 2, pp. 149-151. 参照)。

(7) R. C. Pathak, op cit. などの語を検索することはできなかった。H. H. Wilson, A Glossary of Judicial and Revenue Terms, etc., ed. by A. C. Ganguli and N. D. Basu, Calcutta, 1940; p. 618 a. 4 "PAH (páh), (?) Land which has been three years in cultivation (?)”と説明しているだけである。

(8) 五月三十日付書簡によると、宅地の地代はニーヤーン (*nimán, nim-ána, sic*, Neenan) であり地代額一ルピーに付いて半アーナを宅地地代の名目とするものと、屋根を利用して栽培するメロンなどに課されるサーイル (*sáir, sic*, Sayer) とにわかれるという。したがつていずれも厳密には宅地地代ではない。本文中の記述はコールブルックに倣う。

(9) 五月六日付によればスリプルでは、シャリーバー一〇〇、同キール五〇、バーオリバー一五〇、同キール二五なる比例関係が同郡の最高率、最低率を通じてみられるが、草地と

甘蔗作付地とは両者を通じる比例を示さない。

- (10) H. H. Wilson, op. cit. p. 564 b. によるとこれはブルニヤ県で行なわれる暦であり、ベンガル・フアスリー暦がアーン・ウイン月にはじまるのに対し、二カ月はやくシュエラーヴァン月からはじまる点を除けば、後者と同様であるという。しかしコールブルックは、フアスリー暦から一を引いた数をムルキー暦年としている。ここではウィルソンの方を採って換算する。

- (11) *nith bandi* と同義である。

- (12) 拙稿五第二・三節参照。

- (13) たとえば F. Buchanan, An Account of the District of Bhagalpur in 1810-1811, ed. by A. Banerji-Sastri, Patna, 1939, pp. 502, 524, 543, 572. 参照。大麦・小麦・黍・豆類・菜種・からしなど旧区分には現われない詳しい作物別地代率が報告されている。もちろんこのような変化ないし発展には局地的な偏差があることは、ブキャナンの報告に徴して明らかである。

- (14) 詳述すれば、一八六六年までの付加的地代は本源的地代の四四・五％強にとどまっていたが、この年からザミーンダール側はこれを一〇〇％に、つまり両者同額にし、さらに一ピーガ1につきニアナの追徴金 *barhi* (sic, *betry*) を課した。しかし九三年に地代負担が隣接のスリブルより重いことを不満とした農民が同地方に移住するためファテブル・シンギアより逃

散したので、ザミーンダールは付加的地代を軽減するとともにこれを本源的地代と合算し、一ピーガ一五・五アーナの完全地代率 (*pur darā, sic, poordarā*) と一三・五アーナの軽減地代率 (*kam darā, sic, kundarā*) とを設定した。しかしこの新地代率は一律に施行されたため、農民は優等地のみを耕作し、劣等地の耕作を放棄した。とコールブルックは述べている。

- (15) 以下今後の実証的・理論的な研究に委ねられる問題点を指摘しておく。第一はニルクの性格規定をより厳密に行なうことである。後にもみるごとくニルクはかつて齊一均等に施行されたという觀念があり、同時代の会社政府の決定・命令・条令などの中でもニルクの発見・内容確定・これを地租査定的基础として用いること、などが謳われているが、モーランドも指摘するごとくベンガルの土地賃租はムガル時代においては個別農民に対する賦課 (いわゆる *ra'yatwari*) によらず、村落ごとの一括賦課 (group assessment) によったと考えられること、拙稿五第三節で述べたように農民に対する地券発給はむしろ例外的であり、地券が発給されてもそれは農民の集団に対するものであったこと、そして実際には一村内部においても個々の耕地片の土壤条件が等質とは考えられないこと、を考慮すれば、齊一均等の意味内容は再検討を要するであろう。第二は、以上の点とも関連するが、ムガル時代のインド社会における階級対立

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

をいかに把握するかである。従来の研究書では概ね、皇帝ないし国家・対・農民もしくはその「共同体」を設定し、その中間介在者 (intermediaries) として土侯・収租請負人・ザミーンダール・タアルクダールなどを認める見解が支配的であった。私の見解はまだ熟したものではないが、皇帝ないし国家と中間介在者とを、それら相互の間の矛盾があるにせよ、支配階級として総括し、これを農民もしくはその「共同体」に對置させるとともに、被支配階級として総括される後者自体が既にその内部において身分的・階級的に階層序列的な構成をもち、一定の支配・被支配の関係を展開させている点が、特に明確化される必要がある、と考えている。したがって階級闘争の目標を被支配階級の側からみるならば、それは農民もしくはその「共同体」の全体としての存立・維持にかかわるとともに、その内部の階層序列自体もまた再生産されるという側面をもつ。飛躍したいい方になるが、被支配階級全体の防衛・抵抗の組織としての「共同体」階層序列上層による支配の体系としての「共同体」という二つの視角が必要であろう。概ね以上のような構図の中でニルクの機能を追求することが求められる。第三には、ニルクの消滅の時点を確認することである。ここでは史料制約から一七六五年以前という極めて莫然とした推定しか下しえないが、あるいみでは付加的地代の導入自体が既にニルク破綻の端緒をなしたといえる。そしてこの導入は農業生産力のニルク設

定時点より以上の展開を前提とし、全剰余生産物の収奪を志向する。農業生産力の展開を問題とするならば、当然に社会的分業の一般的発展、それに伴う農民層分解が視野のうちに入らなくてはならない。しかるにかかる問題意識をもつてする研究は、近時ソヴィエトのインド研究者やマルクス主義の影響下にあるインド人史家の著述が現われる以前においては、絶無に近く、それら近時の著述も予備調査の段階にある。私はニルクの消滅にかかる視野の中で跡づけることのできる日が、遠い将来にせよ来ることを切望する。

(16) このことばのいみは明確でないが、私はこれをザミーンダールと農民との中間に介在する収租権者あるいは請負人と解する。

(17) カーシュト地券の数の大小、その地券にもとづいて保有される土地面積の広狭は、それ自体では何のいみも持たない。私はこれを土地集積度の進行との関連において把えてみたかったが、史料がえられなかった。

(18) (16) 参照。収租権者や請負人が数層の系列をなしている場合であろう。

(19) "but for many years past the state of cultivation has been such as leaves no unoccupied land & the Ryot's stipulation for raising his rent on a reduced dutbunde is nugatory." とあるが、可耕地すべてが開発されつくしていたのは、

この地域の現象と考えるべきで、一般化はできない。またF II
ブキャナンはかれの調査時点での状況を可耕地総面積一、〇八
二ビーカー、占取地面積五〇八ビーカーと推定しているので、
二十年間に相当の変動があったかと思われる。詳しくは今後の
研究に待ちたい。

- (20) 語義としては、前年度に較べて個々の農民の耕作が減少す
ることをいみする (H. H. Wilson, op cit, p. 395 a.)。しかし
コールブルックの上掲諸書簡の説明ではこれは、当年度の耕作
規模が前年度より縮小してもなお前年度と同額の地代を支払い
耕作規模を拡張すればそれだけ余分の地代を追徴される、とい
う土地保有条件を示す。二十年後にF IIブキャナンがこれを、
耕種にかかわりなく一定の面積について一定額の地代を支払う
様式の一名称として挙げていることは、拙稿五第二節にふれて
ある。

- (21) R. C. Dutt, the Economic History of India under early
British Rule, 7 th edn, London, 1950, pp. 46, 69, 85. ブル
ニヤ県はフリー・ヒヴアルディ・ハーンの治世(一七四〇—五
六)には年貢租額四〇万ルピーをこえなかったのが、一七六五
—六七年の二年間に二五〇万ルピーを収奪されている (N. K.
Sinha, op cit, vol. 2, p. 35.)。

- (22) フルニヤ県に「じつげ」N. K. Sinha, op cit, vol. 2, pp.
75, 76, 205. 参照。

北大文学部紀要

- (23) 大飢饉後の三年間大豊作が続いたため、穀価が暴落した。
したがって増大する地代負担に應ずるためには、より多量の農
産物を販売することを強いられるわけであり、一方、人口減少
のため耕地はさらに縮小した。N. K. Sinha, op cit, vol. 2,
pp. 60-62. 参照。

- (24) 飢饉後の人口減少あるいは会社政府の地租収取の激化が、
ザミーンダールが地代を引下げて農民を誘致する原因となつ
た、という一般の見解に直ちには同意できない。何となれば開
墾や遺棄された土地の再耕作に不可欠の灌漑施設、役畜、農器
具などがいかにして調達されたかが、従来問題にされていない
点に疑問が残るし、また農民側にしても地代が低ければすぐに
も他に移住するほど事態が単純だったとは、想像できないから
である。つまり逃散に至る前に、滞納、負債、土地・役畜・農
器具の入質、質流れ、売却の過程が先行し、収奪者は土地とと
もに土地以外の生産手段をも集積しつつあったのではないかと
私は考えるが、これを実証する史料を見出していない。

五月六日付の中で、コールブルックはスリプルの事態を次の
ように記している。ここでは本源的地代率表の部分的軽減がム
ルキー暦一八四(一七七六—七七)年に生じたが、同時に各種
のバリーは合算されて本源的地代と同額のものとして固定され
(当時までに付加的地代は既に本源的地代を超えるほどになつ
ていたので、額についていうとこれは顕著な変化ではない)さ

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

らに一ビーガーあたり二アーナのバリが追徴された。しかし地代収入はかなり減少したため一一八七（一七七九—八〇）年に人別 (*lok-wat, sic, Lokabaut*) 契約で八万六千ルビーを査定したが、検地の実施に当り「ライヤット頭たち (*principal Raits*) が弱小諸階級 (の地代負担額) を過大評価し、自分たちの耕作のもつとも価値ある部分を過小評価し、かくして生じた不足分は (一ビーガーあたり?) 四・五アーナのガンダーを一律に徴収することによって補填された。この方策は弱小農民の逃散を惹起し、地代収入は二年後に五万六千ルビーに低下した。この事態に対処するため請負人側は、面積あたり地代額を名目上軽減するとともに、荒蕪地・休耕地を農民にわりあてて耕作させ、実収を一ルビーあたり二アーナずつひきあげてを企てた。例えば一農民が従来七ビーガについて付加的地代をふくめて十二ルビー支払っていたれば、これを十三・五ルビーにするかわりに、六・五ビーガーの荒蕪地をわりあてて。かくして名目上は面積あたり地代額は一・七ルビー強から一ルビーに引き下げられる。しかしこれは嚴格に施行されたのではなく、まもなく一ルビーあたり一・六二五アーナの範囲で付加的地代が再導入され、さらに一ビーガーあたり十二アーナという軽減地代率が設定された。

所で請負人がとった上記の方策が結果として、農民に割当られた荒蕪地・休耕地の耕作を強制することは明瞭である。そし

てそのためにはより多くの役畜・農器具のとき生産手段が調達されなくてはならず、より多くの労働力が確保されなくてはならない。これらの点について史料は沈黙しているが、この方策が一定程度以下の資力しかもたない農民を破滅に導き、かれらの土地その他生産諸手段が収奪されて富農の下に集積され、かれら自身は雇農化の途をたどったであろうことは、過当な推測とはいえないであろう。かかる変動こそが富農層への妥協策としての軽減地代率設定をもたらすのであり、付加的地代再導入の基礎となつてくるのである。

コールブルックは上述の請負人の方策を「かれにむかつて行使されるザミーンダールの影響力に対する平衡力として農民たちとの利害関係を維持する」性格のものと認め、さもなくば請負人は、その当時以来「ザミーンダールや請負人の力をもつて (は) ほとんど抵抗しがたくなってきた農民たちの団結を、^{シビネ・ソング} しかるべき苛酷な手段によつて抑圧していたことだろう。またもし賦課の均等化が逃散農民を復帰させるのに充分でなかったとしたら、暫定的な減免が許されたことであろう」と評している。コールブルックは農民全体との利害関係維持を請負人が考えたと判断しているようであるが、私はむしろ富農と妥協して農業生産力の回復と地代徴収の円滑化とをはかり、他面農民の抵抗を分裂させようとしたものと観察したい。

(25) 五月六日付で、一一七九 (一一七七—一七二)・一一八九 (一

七八一―八二) 両年の地代率表を検討して述べる所によると、耕種目として棉・きんまの葉・大麻が、タルカリーの他に別に現われている。また五月三十日付に付録されたハーヴィーリブルニヤ郡パロタ村の一農民の地代率表は本源的地代のみで三十近い項目を示しているが、稲作地の区分がたとえはシャーリ(ニバー)のみでも、①自作地 (*ni*)、②台地または乾燥土 (*sic, Relae*)、③村落近傍の土地 (*gan-rān ? sic, Gowma*)、④ナルカリ (*Nurkallee*)、⑤ハルタンの沼沢地 (*Jellee Relae*)、⑥ナルカリの低湿地 (*gharkē, sic, Churkee*) という区分を示す。②以下はいずれも非自作地かと思われる上に、ナルカリおよびハルタンは説明によると村落内の区域 (*band, bandh, sic, Band or subdivision*) の名であるから、この農民の保有地がかなり分散していたことを想像せしめる。

(26) 地代収取がある限界をこえて増大する時には農民は直ちに逃散して、より低廉な地代で耕作できる地方に移住するのが、インド農制史に普遍的な現象であるということは、たいていの書物に記されており、これをもつて西ヨーロッパにおける如き居住強制不在の論拠とする説 (A. L. Basham, "Some Fundamental political Ideas of Ancient India," in C. H. Philips [ed.], *Politics and Society in India*, London, 1963, p. 20.) もあるが、事態がしかく単純であれば地代負担のより重い農民

層がより軽い層よりもはるかに多くの人口をもつことは (マハーラーシュートラについては深沢宏「一八世紀マラータ王国の農民について」〔「橋論叢」五三―三〕、ビハールについての推論として拙稿四) いかにして説明されるのであろうか。十九世紀中葉にある行政官が「ライヤーヤット」ということは厳密なみは耕作者^{カライヤット}ということばでは表わせない。なぜならば、人は耕作者たらずともライヤーヤットたりうるからである。居住者^{バヤット}ということばも適切な訳語ではない。なぜならば、人はライヤーヤットたらずとも居住者たりうるからである。ライヤーヤットということばは、人がそのライヤーヤットたる村落の共同体に対する、そしてその村落のザミーンダールに対する、一定の関係 (a certain relation towards the community of the village of which a man is a *ryot*, and towards the *zemindar* of that village) を含意する。職人や小売店主は村落の土地の耕作とはまったく無関係でも、これらの村民^{シヤイバシヤンブ}と領民身分との諸関係の中にあるといえる。他の地方で仕事をしている場合にも、かれはなお自分でライヤーヤットとして結びついている特定の村落および特定のザミーンダールのライヤーヤットであると、自ら称するであろう。かれがこの結びつきをたち切つて他村落のライヤーヤットとなる時には、新しい土地におけるかれの身分と資格とは完全に変更される (J. Alexander, op cit, p. 531.) と述べているのは、すこぶる示唆的である。農民は逃散によって従来のへ領

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

民身分」から離脱するとともに、自らの「村民権」をも放棄するのであり、後者が農民の生活条件万般の低下をいみずることとは、想像に難くない。問題は「村民権」を放棄してまで逃散する所にある。逃散をもつて移住の自由の証左としたり、よりよい生活を求めての移住という解釈を施したりすることはできない。従来の研究に欠けていたこの農民逃散の具体的な態様、つまり農民が生産物と生産諸手段とを収奪され、いわゆる潰れ百姓、走り百姓となっていく過程を、執拗に追求する必要があるのではなからうか。

(27) 「上薄」のより具体的ないみが、富農による土地拡大と雇農

四 富農層の動向

二二 前二節で私は植民地支配成立期のブルニヤ地方農村社会における富農層の存在と、地代制度の変動の中でかれらに与えられあるいはかれらが利用した致富の機会とについて説明した。本節では、これら富農層が自らを確立しながらも、植民地支配の下でいゆる「村方地主」として発展する展望を閉ざされていく事情を、検討しておきたい。

叙述に先立ってことわらなくてはならないのは、農村社会発展の考察に際し中核的な問題となる農村工業についての研究が、インドについては、停滞論的視角よりする一般的な説明を別とすれば、ほとんど未開発のままに放置されていることである。⁽¹⁾従つてこの重要な環の脱落する限りは、本稿で提出した富農層の問題も当然ひとつの障壁にぶつかる。当面言及しうることは、農村工業にかんしては富農層がその経営者となるみこみはまったく閉ざされていた、

からの収奪の強化にあることはこれまでの論述からも明らかであるうし、拙稿五の中でも若干言及した。この観点を私は B. Chowdhury, "Some Aspects of Peasant-Economy of Bengal before the Permanent Settlement," Bengal Past and Present, Ser. NO. 140, pp. 134-151. に負うている。

(28) 付言すれば、このような事態にも拘らずニルクを調査発見して地租査定作業の基礎とすることが東インド会社政府の方針であり、コールブルック報告の主目的もニルクの調査復元にあった。

というにつきる。何となれば植民地政府の土着産業に対する政策は、周知の如く、各地の織布工や絹の捲糸工などを特定の作業場に集中せしめるか、あるいは在地商人を通してまたは政府の機関を通してこれらの手工業者を債務に緊縛するかして、会社のために排他的に生産させることを基調としており、土着産業は破滅の運命を負わされていたからである。

農業部門にかんしては、今までの論述の範囲では、次のようなことがいえるであらう。まず富農層は植民地支配がもたらした新たな条件をあていど利用しつつ、土地を集積し雇農による経営を拡げる機会を与えられていた。しかし他面では、同じ植民地支配の下で、雇農層をイギリス人植栽業者やザミーンダー・請負人などに奪われ、あるいは役畜を徴発されるという状態にあり、かれらの発展を阻止する要因がむしろ大きかった。また富農層の富裕は、ザミーンダー・請負人の側からみれば恰好の収奪対象でもあった。一七八五年六月三日に記録された訴状の提出者の一人 Assaram (sic) は、請負人側の反論に対する農民側の再反論の中で、「請負人はこの者に対する圧迫オプレッションにおいて、ことのほかに苛酷であった。何となれば、かれはダルムプルにおける主要かつ最も資産ある農民 (the principal and most considerable Ryot) だったからである」と述べられている。ここからも富農層のもつ両面性、つまり農村社会内部における統率支配者・弱小農民の収奪者としての性格と、植民地支配者・ザミーンダー・請負人によって圧迫される被支配者・被収奪者としての性格とを、理解することができる。

二二 前述のごとく、富農層はザミーンダー側の地代増加の要求にあるていど応じながらも、負担の増加分をより弱小の農民層に転嫁し自らは雇農経営によって保有地を拡大することが可能であったが、弱小の土地保有農民にとっては逆に没落の一途のみが残されていた。現在の段階では一応の推測しか下しえないのであるが、イギリス人植栽業

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

者から前貸金を受け、あるいは、新たに耕地を開発してインディゴ・けしなどの商品作物の栽培に従事したのが、何らかのかたちで家計を補充し、地代納入その他のための現金収入を確保する必要にせまられていた、これら没落途上の農民たちであったと考えることは、それほど誤っていないであらう。

第二節で引用した一七八八年の訴状の中に、ウィリアム・ダグラスの代理人たちが、既に作付されているからしな、タバコ、小麦をひきぬいて、かわりにけしを強制的に栽培させたこと、およびインディゴの作付を強制し農民の生活資料となる他の作物の栽培を許さなかったこと、を非難している個所がある。ダグラスはこれに対して、そのような事実を否定し、そういう事態をひきおこさないよう配下の者に注意を与えた旨を、収税官に回答している。⁽³⁾ 所でこの弁明の中には、次のような注目すべき記述がある。まずけしについて、

ライーヤット

オビウム・ライーヤット

農民たちが怨恨からアヘン栽培農民の土地を力づくで差抑えただけにそこからしなの種子や小麦を蒔いた時、そして被害者から私に届出があった場合には、私は加害者にその土地を放棄させた。私はさらに以下の点に注目しておく必要があると思う。つまり、アヘン栽培農民が、過去何年ものあいだこれらの価値ある作物の栽培にもつばらあてられてきた土地にけしのほかは何の穀物も蒔かない、といって嘲笑されることである。もし農民がアヘン栽培をやめたいのならば、かれはまったく自由にやめることができる。そしてかれの土地は別の農民に与えられる。

(If a ryot wishes to relinquish the cultivation of opium, he is at full liberty, and his lands be [his] given to another ryot.)

と観察される。インディゴについては、それを前貸金と種子との提供によって栽培させたことを認めた後、

……しかし二年たった後に、農民たちの多くの耕地が請負人たちの圧迫によって荒らされていることがわかったので、私は農民たちを圧迫から解放しようと思い、またインディゴの栽培を奨励するためにも、農民たちの地代を私を通してうけとるように、ザミーンダールにたのんだ。請負人たちは、農民たちがインディゴ畑の除草にあたるときにしばしばかれら〔の身柄〕を差抑えおしこめるのであるが、除草を放置したり数日遅らせたりすると、農民たちに多大の損失を与えるだけでなく、私も大へんな損害をうける。私の申込みをザミーンダールは快諾したが、これはそうすれば〔地代〕収入が規則的に支障なく入るからである……

と述べ、さらに、現在インディゴの作付をしている五〇〇ビーカー以上の土地は、もとは虎や野猪の当没する所だったものを、ダグラスが多大の費用と労力とをかけて開墾したのだ、と断っている。

以上からけしとインディゴとは、既耕地を利用するが、新たに耕地を開発するかの相違が本来はあったようにみえるが、農民側の訴状から判断するとインディゴの作付は既耕地にも及びつつあったものと考えてよいであろう。それはともかくとして、けしについてのダグラスの弁明は、けしの栽培が富農以外の中小の農民によって行なわれたのではないかという前述の推測を多分にうらづける。けし栽培農民に対して他の農民が嘲笑ないし物理的暴力行使の拳に出うるためには、後者が前者よりも社会的・経済的にあるいは村落政治上、多少とも優位にあることを必要としたのではないかと推測されるからであり、地代収奪強化の圧力をもっとも強度にうける中小の農民にとっては、前貸が確

実至近の現金調達の機会を提供したと判断されるからである。けし栽培をやめればその土地は他の農民に与えられる、という文意はよく通じないが、おそらくダグラスとしては、けし栽培の中止がこれらの土地喪失につながることを示唆したものであろう。⁽⁴⁾

富農層がけしやインデIGOの栽培に反対する理由は、訴状の範囲では生活資料生産を阻害する暴力的措置に対する抗議というかたちをとっているが、私はまだ他にも理由を見出しようと考ええる。第一はそれらの作物の栽培がいかに普及した所で、会社の貿易独占体制下では、それがもたらす商業利潤は商人としての性格をも帯びていた富農層の手に帰するものではなく、むしろかれらにとってより重要な商品である食穀生産を浸蝕するものであった。⁽⁵⁾このような商業上の動機に発する反対も、おそらくはあったことであろう。第二にこれらの商品作物の導入は富農層にとって経済的に不利益であるばかりでなく、農村社会内部の支配層としてのかれらにとってみれば、村落の秩序に対する攪乱でもあった。前節でみたごとく地代率設定の上でこそシャーリ、バーオリーなどの区分は消滅する傾向にあったが、旧来のニルクの基礎にあった伝統的な土地区分の様式までが同時に消失したとは思われない。新たな商品作物の導入は従って伝統的土地区分Ⅱ利用方式に対するひとつの改変行為であり、嘲笑的とされるべき根拠があったものである。⁽⁶⁾第三には、インデIGOにかなするダグラスの弁明に明らかなごとく、イギリス人植栽業者は、商品作物の導入や新耕地開発による雇農の吸引を通じて富農層の利害関係と対立しただけではなく、ザミーンダールの地代収取を代行することによって農村社会内部にある種の政治的地歩を確立するのであるが、このために前賃を受けた農民が在地富農層の影響力からあるていど離れ、富農層の支配が滅殺されることは、容易に想像がつく。およそこのような状況が、訴状の文面の背後に、富農層の利害をめぐって存在したものと考えられる。

二三 富農層に対するザミーンダール・請負人側の圧迫は、直接的な収奪の強化を通しても加えられた。農民たちの訴状、殊に一七八八年のそれには、地代の増額、各種私税の徴収、従来からの定額地券 (*mugarrar patia*) の無視ないし棄却、直接的な財貨の掠奪、人身の捕縛投獄、などが列挙されている。たとえば八八年の訴状によると、ザミーンダールのファクルディーン・フサインは収税官に信用されず一一九三(一七八五—八六)年まで収租権行使を停止されていたが、一八、〇〇〇ルピーの賄賂を請負人デビ・シングに贈って権利を回復すると、贈賄分を地代一ルピーについて一アーナ追徴することであわめ、しかもこの私税を廃止しなかった。また一一八八(一七八〇—八一)年に、農民の従来額の定額地券を確認する条件として、さらに会社政府の歳入不足補填分として、かれらが「自らの自由意思で自発的に (of our own free will and accord)」支払うことに同意した一一、五〇〇ルピーのセターキー (*setaki*) は、その後恒常的な地代と合算されたままであった。ダグラスとシングとはこれを賄賂として着服し、さらにこの額を地代から分離してザミーンダールの家計にくりこむという命令を発した。ザミーンダール自身は地租の不足を補填する必要から、農民の地券をとり上げ、農民の負担を二倍にも三倍にも増大させた、という。

訴状は農民の被害の実例として、四人の場合を挙げている。このうち三人はムスリムで一人はヒンドウ・カムスリムか不明である。それによると、Permah ullah は定額地券によると地代年額四〇八ルピーのところを、一、三六三ルピーに達する動産物件の売却処分を受け、このため一〇〇頭の家畜が餓死した。Puroollah は定額地券によると地代額三九五ルピーのところを、二〇〇ルピー徴収された上、投獄され、さらに四〇〇ルピーを要求された。Hedayat ullah も同様に六二三ルピーに対して一、〇〇〇ルピーを徴収され、しかも投獄された。この三人はいずれも地券を没収されている。ガチダールの Phakoo も九六ルピーに対して二〇〇ルピーをとられ、その上一〇〇ルピーを要求

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

されている。⁽⁹⁾

このような現金の徴発のほか富農からの土地のとりあげも、かなり行なわれたようである。八八年の訴状によれば、政府の免税地調査に便乗して下級収税吏や請負人が、「われわれが祖先から宗教行事のために相続してきた、そしてその生産物を従僕^{ベオン}〔への扶持〕と慈善的用途にあてている、いくばくかの土地」をふくむ一切の免税地を接収したため「一粒の穀物もこれらの目的にあてられない」という訴えがあり、また、過去二年間地代を支払ってきたガチについて今年も四ヶ月分の支払いをしたのに、ザミーンダールはそれを返済しないでガチを作物ごと他の人々の手にわたしてしまった、と非難している。八五年の訴状でも、請負人の手代による土地接収が指摘されている。

富農の土地をザミーンダールなどがとりあげる傾向にあったことは、コールブルックも既引の諸書簡において、ガチの数が以前よりも減少している旨を指摘している。やや具体的な記述は一七九〇年四月二十六日付にみられるが、それによるとザミーンダールがより高い地代をうるためにガチダールをとりかえようとし、そしてそれができない場合にはガチを耕作している雇農を直接把握し、かれらから貨幣で地代をとりたてたという。¹⁰五月六日付では、ガチのかんりの部分が細分化され、定額金納地代を支払うのは一部分のみであつて、他は一般の地代率表^{ダレンディ}を適用されていたという。ザミーンダールと雇農の直結、あるいはガチへの一般の地代率適用の志向は、いうまでもなく従来雇農の支払う小作料のうち富農の所得として収取されていた部分をも、ザミーンダールの地代として実現するということであり、かかる志向を生ぜしめたものが植民地政府の地租増徴政策にあつたことはいうまでもない。

また、恒常的なものではなかったかも知れないが、会社政府の調達品として農産物を農民から強制的に買付けたことが、八五年の訴状とそれに付帯する記録とによって知られる。請負人 Mootee Laul は手代の Jewun Ram 対

して、農民からその納める地代額二〇ルピーについて一ルピー、つまり五割に相当する米を、一マン (*mam*, ここでは 85 *Sicca Weight*. 従つて 1 man = 39 kg.) あたり四アーナで買付け、かれの担当する郡で四、〇〇〇ルピー分 (つまり一六、〇〇〇マン) を調達するよう指示した。しかし農民側はこの買付価格は市価の半額であり、しかも請負人側は米を提供できない農民からは倍額の貨幣 (つまり地代額の一〇割) を徴収した、と非難している。

富農層の経済力上昇への展望は、かくて大きく制約されてくるのである。

二四 それとともに富農層の在地社会の中でもつ、一種の身分的威信⁽¹⁷⁾に対する攻撃も行なわれた。一七八五年の訴状提出者三名の内訳をみると、一名のヒンドウーはチャウダリー (*chudhari, sic. Chowdry*) と称し、ムスリム一名はそれぞれシャイク (*sayh, saikh, sic. sheikh*) およびミール (*mir, sic. Meer*) と称しており、この三名を代表に選出した富農たちのうち、ヒンドウー五名がチャウダリー⁽¹⁷⁾を、ムスリム十九名がシャイクをそれぞれ称している。八八年の訴状の署名者の中にもシャイクらしい者 (*shakh* と記されている) 二名、ミール一名がみられる。もちろんここに挙げた数字は絶対的なものでなく、僭称もあれば、実際に称号をもちながら敢えて署名の中にそれを書き入れなかった者もあったかもしれない。しかしその点を詮索するまでもなく、以上のような証拠から、富農層の少くともある部分が、在地社会において高貴の生得的社會身分にあったと、判断してよからう。

一七八五年の訴状の再反論書によると、請負人の手代は三名のムスリムが税務当局のかれに対する圧制禁止令をもらってきたのを怒って、二名の者から口ひげを一名からは齒を抜いた、という。(請負人側の再々反論はこれを事実無根と主張する。) 八八年の訴状によると、「高貴の家柄 (*respectable families*)」に属する三名のムスリムが、農民たちを教唆煽動して徒党を組もうとしたという嫌疑をうけ、収税官によって頭の半分の髪をそり落され、顔を黒白にぬ

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

りわけられた上、首に靴紐をかけられるなどして、大鼓を叩きながら町中をひきまわされた、と述べられている。訴願者たちはこれを、ムスリム政権時代にも会社統治の後にもなかった暴挙であり、盗賊でさえかかる仕置きをうける前に正規の裁判に付せられる恩典を許されている、と抗議している。この中でかれらは「殊に、徳性に悪影響を及ぼす、あごひげや口ひげのそりおとしは決して行なわれませんでした (More particularly, the shaving of beards and moustachys [sic] which may affect their moral character were never offered)」と強調している。(収税官は容疑事実は明白であり、かれらは「高貴な家柄」でも、高額地代納付者でもなく、処罰は当然であった、と反論している。)

具体的事実は以上のほかは述べられておらず、いずれも被害者はムスリムのみであって、しかも記録の限りシャイクを称するのは、齒を抜かれた一名にすぎないが、問題は以上のような限定を伴なう事実が、シャイク以外のムスリムにとってもまたヒンドゥーにとっても、ひとしく「徳性」^{モラル・キヤラクター}にかかわる問題として意識された点になればならない。後のいわゆるセポイの反乱に関連して、土民兵の口ひげ、あごひげ、ターバンの規格などに対するイギリス人の干渉が、不満醸成の一因とされていることを想起すれば、事情は納得できるであろう。以上のような処罰は、富農たちの社会的威信に対する挑戦として、極めて象徴的なみを持ったのである。

二五 それとならんで農村社会における富農層のいわば政治的な地位も、著しく変動せしめられる。前掲の訴状の中に次のような指摘がある。

「地代額の」^{バルガナ}とりきめをするために郡の役宅^{カチャーリー}に集まり、そこに十日ないし二十日、あるいは一ヶ月滞在するのが、

いつもの農民たちの慣わしでありました。私どもはそこに他の所用で行くこともありましたので、役宅の近くにいくつか私どもの用いる宿舎を建てました。ファクルディーン・フサインはこれらを取りこわし、建材を自分が使うためにとりあげてしまいました。フサインは宿舎の敷地の土（*sic*, Earth of the Houses）まで掘りおこして、農民たちの頭（あたま）にのせて川へ捨てに運ばせました。……

またスリプル郡（ブルガナ）の事件として、次のような事件に言及している。

私どもの地券（バグスター・ジウムベンダー）と地代額とのとりきめのために役宅にくるのが、私ども農民たちとタールクダールたちとの長い間の慣わしでありました。この場合の費用を私どもは共同で（*in common*）負担し、後でそれを各自の土地にわりつけ、パトワリーを通してそれを借りた商人にその額を支払いますが、これは公けの台帳には決して記入されません。「それなのに」今年ディーワーンのバハードウル・シングは上記のわりつけ額（レグニユ）を貢租に合算し、遂には、ある例だと、私どもの地券の額より二アーナも多くなるほどにとりたてました……。

これらの記述から、われわれは、富農たちがより有利な地代払い条件を獲得するためにザミーンダール側の庁舎に赴き、かなりの期間をそこに逗留して一種の集団交渉を行なっていた状態を知り得る。

しかし地代支払い条件をこのような交渉によってとりきめることは、地代収入の増加が強く要求されるという状況下にあつては、ザミーンダール側には極めて不利なものとならざるをえない。ここにザミーンダールがかかる交渉の

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

ために農民みずからの設置してゐた宿舎を破壊して、多少とも長期に及ぶような交渉を不可能ならしめ、農民たちの結集を妨害する挙に出たことは明らかであろう。

それと並んで私は、上掲の史料証言の限りでは明確ではないまでも、蓋然性のあると思われる一、二点を指摘しておきたい。まず、富農層にとってかかる交渉に臨むことは、ザミーンダール側との何らかのかけひきによつたとえれば検地の免除のごときある種の物質的利益を確保する機会が与えられることをいみし、他方ではザミーンダールとの接触があるという事実をもつて一般農民層に対する富農の権勢を威示することもできたであろう。また、かかる機会を富農層に提供することは、ザミーンダール側の農村支配の体制を維持するひとつの有力な手段ともなり得た筈である。そしてここでも、ザミーンダールの農村支配機構の末端に編入されながら、同時に、村落内の支配層としての性格をもちつつも、なお爾余の村民の利害をザミーンダールに対して代弁するという、富農層の両面的性格が現れてくる。在来の体制の中での富農層の立場をこのようなものとする、さまざまな形で収奪に加えて、地代額交渉その他に際して用いられる農民側の宿舎まで破壊したことのみは明らかであろう。それによつて在来の体制の中で富農層が保持してきた一定の地位と役割とは否定され、かれらを媒介としたザミーンダールと農村社会との通路は遮断される。発展への展望を閉ざされ疎外された富農層は、かくして在来の体制への復帰を要求して、抵抗に赴くのである。⁽¹⁵⁾

註

(1) いわゆる理論的には、カースト、村落共同体、合同家族の社会的諸関係、あるいはそれらの心情的側面としてのボンドウイ

ズムがインドの経済発展を阻害したといわれている(たとえば V. Anstey, *The Economic Development of India*, 4th edn., new impression, London, 1957, pp. 46-58; P. N. Banerjee,

A Study of Indian Economics, 8 th edn., Calcutta, 1957, pp. 26-35; G. B. Jathar and S. G. Beri, Indian Economics, A Comprehensive and critical Survey, 9 th edn., vol. 1, O. U. P., 1949, pp. 78-97. 等々、この種の論は枚挙に遑ない)。

しかし植民地支配成立の前段階までは、ムガル朝時代以後の商工業の繁栄が事実として伝えられているのであり、停滞の象徴のごとくいわれる村落の経済的自立性や閉鎖性はむしろ十九世紀の中央権力の強緩に伴う一連の動乱や外部からの掠奪者の侵入、さらには植民地支配の所産と考える説も提出されている (K. K. Datta, Studies in the History of Bengal Subah, 1740-70, vol. 1, Calcutta, 1936, pp. 409-412)。

一般に停滞の原因とされる前記の諸関係が、はたして停滞の原因なのかそれとも植民地支配によって強制された停滞の結果であるのかは、慎重な検討を要する。

(2) 織布業について若干のべておきたい。織布業ことに綿布生産はインドの代表的な産業であり、ベンガルでは農家の副業として各地にひろく行なわれていた (K. K. Datta, op cit., p. 417-419)。

ひとしく綿布生産といっても、生産される綿布の品質・規格・銘柄・用途などは多様であった (op cit., pp. 419-430; Do., Survey of India's Social Life and Economic Condition in the Eighteenth Century [1707-1813], Calcutta, 1961, pp. 83-85; N. K. Sinha, op cit., vol. 1, 2nd edn., 1961, pp.

177-179) から、それらに依じてやはり多様な生産様式・経営形態がみられた筈であるが、この点を解明した研究は管見の限りでは得られなかった。織布工が同時に土地保有農民であったため会社政府の税務局と商務局との間で織布工からの地租とりたてについて調整がなされたこと、会社政府の織布工就業条令の中に二台以上の織機をもち数名の織布工を雇傭する者についての規定がみられること、一七五二年以前のいわゆるダドニー (dadni) 制度の前提条件、などを通して推察するならば、一般に織布工 (weaver) として史料や研究文献に現われるものの中にも、自家消費のために織布する農民、家計補充のため自身で綿布を生産し販売する農民、賃労働者となつて織布する農民 (以上いずれも余暇の労働、あるいは家族内の分業のかたちをとつたであろう)、農業に従事しない純然たる織布工 (独立して小規模の経営を行なう者と賃労働者とをふくんだであろう)、さらに他の織布工を雇傭して小規模の家内工場を経営する者、などの区別があつた筈であり、さらにこれらの織布工に対する商人資本の問屋的な活動も行なわれていたとみられる。

本稿の問題と関連させて考えるとすれば、富農層が家内工場の経営あるいは織布工への資金その他の貸付を通して織布業と関係する可能性は、少くとも客観的には存在したとみるべきであらう。

しかしこの客観的な可能性は植民地支配の進行に伴つて消滅

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

した。周知のごとくイギリス人は一七一七年にムガル皇帝より内国税関の免税通行権を与えられて以来、公私の、つまり会社自体と会社の職員個人との商業活動において、在地商人に対する優位を確立し、一七五七年以後この優位性は政治的軍事的支配によって強化されるのであるが、在地商工業に対するイギリス人の政策目標は、要するに、在地の織布工を主とする手工業生産者を前貸金によって緊縛してかれらの生産物を独占することにも、在地商人をイギリス人の商業活動の下請人として系列化する所に求められていた。織布工や生糸捲取工は前貸契約によって自己の生産物を排他的にイギリス人にのみひきわたすことを強制されたのであり、在地商地はイギリス人のための仲介商人となり、さらに地租徴収請負人やゼミーンダーリー購入による地主となつて、インド内陸商業におけるイギリス人の競争者としての地位を解かれていくのである。このように在地織布工が会社および会社職員以外の顧客をもつことを禁じられ、インドの内陸市場が挙げてイギリス資本の原始的蓄積のために破壊されるという条件の下では、前述の少くとも客観的には存在したと考えられる発展の可能性は、まったく閉ざされたものと判断せざるを得ない。(以上の論点について詳しくは、以下の諸著を参照せよ。R. C. Dutt, *op cit*, pp. 18-34, 45-53, 256-269; R. Mait, *The Making of British India*, Manchester, 1923, pp. 89-92; N. K. Sinha, *op cit*, I, vol. pp. 6-31, 75-82,

101-106, 157-181; K. K. Datta, *Survey*, pp. 49-54, 65-69, 81-89, 113-117; H. R. C. Wright, *East-Indian Economic Problems of the Age of Cornwallis and Raffles*, London, 1961, pp. 106-107, 201-204, 207-208, 211-212; A. T. Embree, *Charles Grant and British Rule in India*, London, 1962, pp. 59, 79-81, 86-90, 105-108. 松井透「近世英印関係史小論」史学雑誌六二七、第三節以下。もちろんこれらの著述は、問題意識や史料操作において相互に異なっているが、今はその点を問題としない。)

(3) ダグラスの否定は当時同じような事件が他地方でも発生していることからみて、むしろたんなる自己弁護とみなすべきであらう。N. K. Sinha, *op cit*, vol. I, pp. 203, 209-210; K. K. Datta, *Survey*, pp. 91-93, 102-104. 参照。

(4) ヨーロッパ人の土地保有は禁止されていたのであるから、プランターが栽培を拒否した農民を追放したとは考えにくい。新耕地や逃散農民の土地がけし栽培に利用されていたとすれば、話は別であるが、私の調査はそこまで及んでいない。

(5) いうまでもなく、アヘンは東インド会社の独占品目であり、内国市場へのアヘン供給も会社とその契約人に統制されていた(H. R. C. Wright, *op cit*, pp. 108-114, 118-120, 126, 142-145. 参照)。インディヤは独占の対象ではなかったが、ヨーロッパ市場向けの作物であり、栽培から製造、販売までイギリス人プ

ランターが掌握していた。内国市場向けのインディオ生産は在地織布業の没落期においては殊にネグリジブルと考えてよい。

F・ブキャナンによると、ブルニャ県のインディオ作付地は次のようなものであった。(一) 冬に収穫される豆とあぶらの作付地で、これに二月に播種するインディオの作付をしない場合は、稲またはきびが輪作される。(二) 夏に収穫される稲ときびとのほかは、何の作物にも適しない低湿地で、地味は劣っており雑草の心配もなく、春さきの驟雨に依存する度合も低いので、地代はあまり低くないが農民はこの種の土地をめつたに手放さない。(三) 大きな河川の岸にある砂地で、わずかにうり類の栽培が行なわれるほか、みるべき収穫はなく、規則的に賃貸されていない土地。十月播種のインディオに適しており、「それは農民たちが満足して〔インディオを〕栽培するほとんど唯一の種類〔の土地〕である」。(四) 冬に播種する作物の栽培地で、十月播種のインディオをこれに作付する。ふつう一月に収穫するあぶらなと混作するが、場合によっては十一月播種の大麦・小麦との混作になる。(以上 F. Buchanan, op cit., pp. 389-391.) これでわかるように、インディオ栽培の拡大はまず農民の基本的生活資料の生産を犠牲として強行されたのであり、プランター側の暴力行為は農民の経済生活を根底から動揺させるものであった。ブキャナンは、ラングブルの農民が移植される

北大文学部紀要

稲の作付地にはインディオを絶対作付しないため、農民とインディオ製造者との間に紛争が生じる旨を述べ (op cit., p. 392.) 続いて次のように観察している。「犁耕、除草、みはり、刈入れを通しての夏稲の栽培の全費用は、たしかにインディオのその倍近いかも知れない。というのは、最初の三つの作業はインディオの場合だとほとんど苦にもならず、〔インディオ〕工場に近くなければ、工場主が運搬費を支払うのだが、一方私が述べたように穀物刈入れの費用は莫大なものだからである。インディオ産出地はまた概して地味が悪く地代も低い。そしてそれが唯一の収穫物である所では、その土地は一ビーカーにつき四アーナつまり生産量の四分の一以上を支払わない。にもかかわらず稲は疑いもなくより有利な栽培作物であり、事実、〔稲を産出しないやせた砂地を別とすれば〕農民たちは〔インディオ〕栽培をてがけたり続けたりすることに極度にたちおくれしており (exceedingly backward) 地主たちの多くもかれらの力のできるあらゆる手段によって、借地人層がインディオ栽培に従事するのを妨げている」 (op cit., pp. 392-393.) 先にも示唆したとおり富農層による剰余農産物商品化を通じてあるていどの農民の市場が形成されていたとすると、インディオ栽培強行がもう一つのみは、それが生活資料生産の阻害を通じてさらに農民の市場の発展を抑制することにある。ブキャナンの記録は本稿で扱った史料より二十年も後のものであるが、こ

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

の間に農民のおかれていた経済的諸条件や東インド会社の在地産業に対する政策は基本的には変わっていないので、ブキャنانの所見をもって、訴状にある農民の抗議の背景を窺う材料としたい。

(6) 拙稿一第二節、同五第三節註(24)参照。

(7) 一七八五年六月三日の税務局議事録によると、収租請負人 Mootee Taul の代理人 Behawuddin は、訴状を提出した農民代表三名のうちムスリム二名はフサインとその執事とに使用されて事を構えるものと断じているが、農民側は、「この詭弁に対して、われわれは、列挙すれば際限のない何百という農民頭 *heads* (principal Ryots) が、今や総督府において自ら正義を請願している……ことをみまものみである」と反論している。私の調べは行き届かなかったが、この事件のあとで請負人の更迭とフサインの復権が行なわれたものであろう。

(8) *taluk* はベンガリー語で *taluk* と同義。*taluk* は「三」。セターキーは「ルビー」について三アーナの付加的地代をもともといふした。

(9) この地代額から土地保有規模をおぼろげながら推定できる。推定の根拠となる史料は、一七九〇年十一月十五日付書簡でブルニヤ県収税官サミュエル・ヒートレーが税務局に送った四通の地券である。そのうち地目や耕種の区分をしないで一括して定額の地代を賦課した例をとると一ビーカー(この場合一

カーターを六キュービット平方とするので、一ビーカーは三六〇〇平方ヤードとなり、カルカッタの標準ビーカーの二・五倍に相当する)あたりの地代額は概ね四アーナか八アーナ、まれに一〇アーナ、一二アーナである。これで計算すると、Pernah ulah の保有地は少くとも五四四ビーカー、多ければその三倍であり、Phekoo のガチも一二八ないし三八四ビーカーと推定される。これらはそれ自体としては使い物にならない数字だが、後の時代の記録を参酌すると、かなりの結論をひき出すことができる。F・ブキャنانによると、四頭挽きの犁で耕作できる面積は三二標準ビーカー、六頭挽きでは三八標準ビーカーである(F. Buchanan, op cit, p. 34)。これを地券例のビーカー数に換算するとそれぞれ、八〇および九五となる。とすると、Phekoo は少くとも犁二台、耕牛八頭を持つておらねばならず、Pernah ulah も少くとも犁六〇台、耕牛二四〇頭を備えていなくてはならない筈である。かれの家畜が一〇〇頭も餓死したというのはたぶん誇張ではないであろう。また一九二〇年代の数字では、ビハール州のある村で農家保有地の面積は最低六分の一エーカー(〇・五標準ビーカー)、最高七エーカー(二二標準ビーカー)、平均一・三分の二エーカー(五標準ビーカー)、と報告されており、ベンガルでは犁一台(四頭挽きのものを多くは二頭に挽かせている)の可耕限度が一〇標準ビーカーであつて、これが一家族四人の最低生活を保証する限界の保有と考え

られていた (R. K. Mukerjee, *The Rural Economy of India*, London & c., 1926, pp. 40, 49-50.)。十八世紀後期の標準保有面積を知ることは不可能であるが、これも Perma ulah の土地保有規模や経営の様態を窺わせる一助となるであろう。

(10) かかる場合の地代等を *urūn darbandi* (sic, Beeran Durbandee) とする。

(11) 「四を持つ者」の意。アミーニールポートはこれを、ザミンダール、タールクダール、ライーヤットと相並ぶ土地保有者として扱っている (拙稿「第一節」同「第四節参照」) が、H. H. Wilson, op cit, p. 163 a. では「都市における職業 (a profession or trade) の首長。村落の首長。ザミンダール、タールクダールとともに分類される土地財産保有者」と説明し、モーランドは郡の首長と理解している (W. H. Moreland, op cit, pp. 19, 271; Do., *The Revenue System of the Mughal Empire*, Cambridge History of India, vol. 4, Chap. XVI, p. 452.)。

(12) 〈長老〉の意のアラビア語で、初代カリフ・アブー・バクル二代ウマル、あるいは予言者マホメットのおじアッバースの子孫たることを称する者は「シャイク」とよばれる (R. Ley, *The Social Structure of Islam*, C. U. P., 1962, p. 72.)。

(13) マホメットの孫フサインの子孫と称する者の称号でサイイド (Sayyid) に同じ (ibid.)。

(14) この中一名シャイク・チャウダリー (Sheikh Chowdry) という名があるが、私はこれをムスリムに数えた。

(15) 一七八五、八八両年の富農層の闘争は、ザミンダール・収租請負人・プランターらによって加えられた被害を、植民地政府の威令によつて除去救済してもらうこと、以外には目標を持たなかったといつてよい。農民闘争がザミンダリー制の廃止や植民地支配の打倒を目標とするに至るのは管見の限り、一八三〇年代以後であつて、しかもムスリムの貧農層を主体とした。ワッハービー派 (*al-wahābiyyat*) の一部やフアラーイズィー派 (*al-farāīdiyyat*) の運動がこれに類する (S. B. Chaudhuri, *Civil Disturbances during the British Rule in India* [1765-1867], Calcutta, 1965, pp. 95-97, 112-114; A. Ahmad, *Studies in Islamic Culture in the Indian Environment*, O. C. P., 1964, pp. 216-217. 参照)。

なお本稿所引の訴状では宗教上の帰属はまったく問題とならない。八五年の訴状はヒンドウー一名、ムスリム二名の連名で出されているが、この三名を代表者として選任したのはヒンドウー九名、ムスリム二十七名からなるブルニヤ県各地の富農たちであった。訴えられた請負人はヒンドウーであつたが、報告準備官に対してかれを代弁したのはムスリムであつた。またフアクルッディーン・フサインの執事はヒンドウーであつた。八八年の訴状の署名者はヒンドウー六名、ムスリム二十三名、不

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

明二名である。(これらはいずれも農民の名前から判断した。)ヒンドゥーが少ない点に問題はあろうが、ともかく両教徒が統一

して行動したことは事実である。宗派問題を過重視するのは妥当ではあるまい。

五 むすびにかえて

二六 本稿の対象とした地域は、最初にも断わったように、プルニヤ県に限られた。従って、ここで扱ったいくつかの問題やそれらに付随してとりあげられた富農層をめぐる問題が、インドの、少くともその東部の他の地域においても、類似した形で存在したか否かが、まず問われなければならない。以下私は、本稿の極めて大づかみな所論を冒頭に述べた若干の目標にあわせて整理し、あわせて今後の課題を示唆してむすびにかえるが、それらはあくまで以上の地域的限定に服するものであって、一般的・断定的なものではない。

まずザミーンダール・請負人側の地代増収策と農民の階層構成との関連については、次のように理解できるであろう。ザミーンダール・請負人側は村落内の耕地の検地によって地代増収への途を開こうとしたが、これは農民側の抵抗にあって行なわれ難く、かわりに富農層との妥協によってあるていどの付加的地代を賦課・徴収する方法を選んだ。一方、富農層はこの妥協策を、弱小農の雇農化とこれらの土地の収奪に利用した。かくてザミーンダール・請負人側の地代増収策―その背後にはいうまでもなく植民地支配者の地租増収要求がある―は、農村における階層分化の進行に一定の役割を演じたものと認められる。

次に地代形態の問題であるが、本稿所引の史料例からは、植民地支配成立期において既に農民ことに富農層の手による余剰農産物販売が行なわれており、農民の貨幣調達のお機会はかかる農産物取引を通して与えられていたものと考

えられる。

さらに、いわゆる本源的^{アサル・ジャム}地代と付加的^{アブリーフ・ジャム}地代との区別は、前者の算定の基礎とされた地代率表とともに、地域差はあるにせよ、概ね二重統治時代までは保持されていたらしくみえる。旧来の地代制度の解体は農民経済の発展の直接の結果としてではなく、それを前提条件としたにせよ、直接的にはザミーンダー・請負人側の地代収入の確保・増加策・富農層有和策によってもたらされたものであり、より根本的には植民地支配の然らしめた所であった。ニルクの消滅以後拙稿五で述べた地代制度への推移の過程については、充分な見通しはまだ得られなかったが、これは今後の課題として保留しておきたい。

二七 冒頭で設定した二、三の問題を検討する過程で富農層の存在形態と植民地支配初期におけるかれらの動向とについて、やや明らかにする所があったが、最後に私は、今後の富農層研究の方向について、二点を示唆しておきたい。

第一は、富農層が本来有していた志向が明確にされなければならない。本稿では近年のラームクリシュナムケル・ジー氏やS・C・ジャー氏の所論⁽¹⁾に対応させるいみにおいて、富農層のいわゆる地主「ブルジョア」としての発展の展望は、東インド会社の活動によって閉塞されていた旨を指摘したのであるが、これは、かれらが元来そのような発展を志向していたか否かとはい別の問題である。かれらもまた、アルフレッド・ライアルの筆法を以てすれば、ただアドウラムの洞より登る者にすぎなかったかもしれない⁽²⁾。しかし、もしも富農層がいわゆる地主「ブルジョア」的發展の途上にありながら、東インド会社の攻撃的な政策の結果として、たんに雇農労働に依存する土地保有の拡大のみを事とし、本稿で述べた如き過程を経て、後にF・ブキャナンによって「idlers」と評せられるまでに至った、という構図が描かれうるとすれば、われわれは前世紀以来何度となく強調されてきたインド史における停滞性や循環性の理

植民地支配成立期におけるインド農村社会の一動向

論を、事実に即して批判し去ることができるであろう。

また、最近において、インド社会分析の方法概念として、〈村落の選良 (village elites)〉が設定されているが、このような社会学的な概念を経済的、階級的観点から把えなおすためにも、インド各地における富農層の克明な分析が必要となるであろう。

第二には、植民地支配確立後十九世紀を通じての富農層の動向、消長、農村社会における役割などが、今後詳細に検討される必要があるであろう。これは殊に、一八五〇年代からの一連の小作立法や地代立法の背景を理解する上に重要なことと考えられる。

註

- (1) R. Mukherjee, *The Rise and Fall of the East India Company*, 2nd edn., Berlin, 1958. や S. C. Jha, *Studies in the Development of Capitalism in India*, Calcutta, 1993. など展開された、植民地支配以前のインドにブルジョア的発展を認める学説。これらは実証面では貧困きわまるものであるが、両氏の仮説は、粗放ながら、重視するに値する。

- (2) E. T. Stokes, "The Administrators and Historical Writ-

ing on India," in C. H. Philips (ed.) *Historians of India, Pakistan and Ceylon*, London, 1961, pp. 396 ff. 参照。

- (3) 拙稿同第四節参照。

- (4) R. E. Frykenberg, *Guntur District: 1788-1848, A History of Local Influence and Central Authority in South India*, O. C. P., 1965. などについて歴史研究にこの方法概念が用いられている。